

C00LS		
H	P	

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、菊地委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「新行政改革実施計画第 3 次改訂、項目別進ちょく状況について」

○（総務）中田主幹

報告させていただきます。

新行政改革実施計画（第 3 次改訂）、この計画期間は16年度から18年度の 3 年間となっておりますけれども、今回は16年度における主な実施項目と財政効果額等について報告いたします。配布資料を御参照いただきたいと思います。

まず、16年度の主な実施項目といたしましては、（１）事務事業の見直しでは、１職員の公用車運転体制の拡大及び管理体制の見直しとして、外局の一般職の運転拡大と、本庁において公用車の集中管理体制を整備いたしました。また、４家庭ごみの有料化では、平成16年第 3 回定例会で条例改正を行い、平成17年 3 月から指定ごみ袋等の交付を開始したところでございます。

次に、大きくりの（２）時代に即応した組織・機構の見直しでは、８組織・機構の見直しとして、厳しい財政状況の中、スリムで効率的な行政運営を目指して、部及び室・課の再編など大規模な組織・機構の見直しを行ったところでございます。

また、11になりますけれども、サービスセンターの充実強化と連絡所の廃止として、市内 8 連絡所の廃止に伴いましてコンビニでの住民票の取次交付など、新たな市民サービスを開始したところでございます。

次、２ページになります。まず、（４）定員管理及び給与等の適正化では、17職員数の削減として、前年度の 4 月 1 日現在との比較で59名の職員を削減いたしました。

18給与制度等の見直しとして、特別職の給与について市長15パーセント、助役13パーセント、収入役12パーセント、教育長11パーセントに削減率を拡大するとともに、管理職手当について継続して削減をいたします。また、特別職以外の一般行政職の給与の 3 パーセント削減を実施したところでございます。そのほか特殊勤務手当の削減、調整手当の廃止、退職手当の見直しなどのほか、嘱託員報酬及び臨時職員賃金、各種委員会委員報酬を削減しております。

次の（６）行政の情報化等行政サービスの向上では、24 I Tを活用した行政サービスの充実として、図書館の貸出業務の電算化を行いました。

次、３ページになりますけれども、25子育て支援策の充実として、認可保育所の定員拡大、放課後児童クラブの開設時間の延長などを行うほか、26次世代育成支援行動計画の策定及び実施として、次世代育成支援行動計画を策定したところでございます。

次、（８）経費の節減合理化と財政の健全化では、30使用料・手数料など受益者負担の見直しとして、住民票や税関係の閲覧証明手数料のほか保育料の改定を行ったところです。

33民間への業務委託の推進といたしましては、電子図書館管理業務、第二病院院内保育室の民間委託を実施したほか、住宅管理業務の業務内容の拡大を行いました。

次の（９）公共施設の管理運営等の見直しでは、39指定管理者制度の導入の推進といたしまして、鯉御殿及びさくら学園に指定管理者制度を導入したところでございます。

次に、４ページでございますけれども、これらの結果、新行政改革実施計画（第 3 次改訂）の実施項目50項目の

うち41項目が実施済み又は一部実施済みとなり、項目数で言いますと実施率は82パーセントとなっております。

また、行政改革による財政効果についてですが、この実施計画につきましては、市のすべての事務事業のうち、この新行政改革実施計画（第3次改訂）に挙げている項目について、行政改革の取組によって財政効果の成果が上がったものを集計したものですけれども、総額といたしましては20億9,100万円となり、ほぼ目標額どおりの達成状況となっているところでございます。

なお、この新行政改革実施計画（第3次改訂）につきましては、計画年度を16年度から18年度としておりますけれども、厳しい財政状況の中、財政再建が急務となっていることから、行財政一体となった取組を進めるため、現在策定中の財政再建推進プラン実施計画に、この新行政改革実施計画（第3次改訂）の取組項目を整理・統合していくこととしております。

○委員長

「小樽駅前第3ビル周辺地区再開発に伴う室内水泳プールの今後の対応について」

○（教育）室内水泳プール館長

小樽駅前第3ビル周辺地区再開発に伴う室内水泳プールの今後の対応について、報告いたします。

室内水泳プールは、昭和51年11月、小樽市施行による市街地再開発事業に伴って小樽駅前第3ビルの中に新設され、以来、水泳愛好家に御利用いただいております。このたび平成17年7月、小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会が発足し、昭和51年当時とは事業主体を異にする民間主体による再開発事業の検討が進められているところであります。現在、準備会で検討されている内容としては、既存の駅前第3ビルの敷地面積が約2,800平方メートルと狭いことから、これに隣接地約800平方メートルを加えた約3,600平方メートルと拡大した地域を想定し、用途としては、地域や経済活性化のための商業サービス機能として、権利者を中心とした商業施設やホテル駐車場など、駅周辺などの利便性を生かしたまちなか居住のニーズに対応するための住宅などが検討されております。なお、敷地が広い状況にはないため、小樽市の権利床である室内水泳プールは計画には含まれておりません。

教育委員会としては、近年、高島小学校温水プールのほか民間プール4施設が整備され、多様化する利用者ニーズにこたえられるなど、市内におけるプール環境が充実されてきたこと、また、新たな施設を整備することが難しい状況にあることから、当分の間、高島小学校温水プールなど既存施設を活用していくことを検討しておりますが、今後、協議団体などとも話し合いを持ちながら、具体的な対応について詰めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、本定例会で付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第28号小樽市税条例の一部を改正する条例案について」

○（財政）市民税課長

議案第28号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、概要を説明申し上げます。

このたびの市税条例の改正は、平成17年4月1日施行の地方税法の一部改正による改定であります。まず、市民税につきましては、1点目は65歳以上の者で前年の所得が125万円以下の者に対する非課税措置を廃止するものであります。これには経過措置が設けられており、平成17年1月1日現在において65歳に達していた者は平成18年度分の税額の3分の2、平成19年度分は税額の3分の1を減額することとしております。

2点目は、源泉徴収義務者に対し、年度途中で退職し、翌年の1月1日に給与の支払を受けていない者についての給与支払報告書の提出を義務づけるものであります。

3点目は、株式譲渡については、特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算終了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例措置を設けたことや、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限を、平成19年3月31日まで2年延長することとしたものであります。

なお、条例改正を必要としませんが、個人住民税の定率減税は現行所得割の15パーセント、上限4万円が控除さ

れていたものが7.5パーセント、上限2万円に引き下げられております。

次に、固定資産税につきましては、被災者住宅用地の特例措置が長期間に及ぶ震災等にも適用されることとなったため、その手続規定を整備するものであります。

○委員長

「議案第36号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」

○（教育）山村主幹

議案第36号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきまして、説明いたします。

小樽市立堺小学校は、5月1日現在、5学級編制で児童数が57名の小規模校であり、今後も同様に推移することから、児童の教育環境の改善について、保護者をはじめ関係者と話し合いを進めてまいりましたが、隣接校との統廃合について18年度実施に同意をいただきましたので、同校を平成18年3月末日をもって廃止するため、別表（1）より同校に係る部分を削除するものであります。

○委員長

「議案第37号小樽市文化財保護条例の一部を改正する条例案について」

○（教育）生涯学習課長

議案第37号小樽市文化財保護条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

これにつきましては、平成16年5月28日公布、平成17年4月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律が登録文化財制度の対象を拡充したことや、重要文化的景観が新たに加わったことなどにより、法律の条文が増えたことに伴うものでございます。改正点は第1条中、文化財保護法第98条第2項を文化財保護法第182条第2項と、引用条項を変更するものでございます。

○委員長

「議案第38号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について」

○（消防）村岡主幹

議案第38号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を提出いたしましたのは、水防法の一部改正により、同法第17条及び第34条がそれぞれ第24条及び第45条へと条項が変更されたことから、本条例への引用条項の変更を行うとともに所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第39号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について」

○（消防）予防課長

議案第39号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

このたびの条例案の主な改正でございますが、初めに対象火器設備の基準に係る省令の一部改正により、燃料電池発電設備が対象火器設備として位置づけられたことに伴い、その位置、構造及び管理の基準を条例で規定するものであります。

次に、危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部改正により、ごみ固形化燃料などの再生資源燃料が指定可燃物に追加されたことに伴い、その貯蔵及び取扱いの事実上の基準を規定するものであります。

次に、消防法の一部改正により、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準に係る現行の規定の整備をするものであります。

次の改正であります。全国で住宅火災による焼死者数が増加し、年間に1,000人を超える状況にあり、そのうち約7割が逃げ遅れということになるわけでございます。このことから住宅火災による死者の低減を図るため、消防法の一部が改正され、住宅に住宅用防災警報器の設置が義務づけられたことに伴い、住宅用防災警報器の設置及び

維持に関する義務等を条例で規定するものであります。なお、新築住宅にあっては平成18年6月1日から、既存住宅にあってはその5年後の平成23年6月1日から適用するという条例になっております。

その他所要の改正をするものであります。

○委員長

「議案第45号小樽市非核港湾条例案について」

○菊地委員

日本共産党を代表しまして、議案第45号小樽市非核港湾条例案について、提案説明をさせていただきます。

本会議場で北野議員が詳しく説明をしましたので、簡単に述べさせていただきます。

本会議の中で、市長が今年、広島の平和式典に小樽市の小中学生を参加させたことについて触れまして、核兵器の恐ろしさ、平和の実感をお子供たちに体験させることができると、その意義について語られていました。これは多くの市民の共通の思いだと思います。同時に、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている核兵器廃絶に向けて私たちのなすべきことは何か、そのことも問われて久しいものがあります。

世界に開かれた国際観光都市小樽において、核兵器搭載可能な艦船が自由自在に入港を繰り返すことを見過ごすことはできません。被爆60周年の今年、核兵器廃絶平和都市宣言をさらに発展させ、非核港湾行政の発展に寄与するためにこそ、本条例案に皆さんの賛同をお願いしまして提案とさせていただきます。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

◎サンビル室内プールの今後の対応について

最初に、ただいま説明のありました小樽駅前サンビルの周辺地区再開発に伴う室内プールの今後の対応についてということですが、先ほどの教育委員会の説明ですと、もうこのプールはあきらめて高島小学校を使用してもらうというふうに説明されたのかと、そういうふうに聞こえたのですが、どうなのでしょう。

○（教育）室内水泳プール館長

先ほどの報告の中でも申し上げましたが、現在、準備会の方で進められている事業内容の中ではプールが描かれていないという説明をいただいております。それを踏まえて教育委員会としては、現在地での存続という部分については非常に難しいものがあるというようなこともございまして、今後の対応については、当分の間、高島小学校なり既存4施設の民間プールを活用することで対応していきたいというようなことを現在検討しているということ、今後、詳細が判明するとともに、協議団体等々の話し合いの中で細部については詰めてまいりたいというように考えてございます。

○菊地委員

そこにそのままプールを存続させていくということについて、早々とあきらめたということなのでしょう。しつこく聞きます。

○教育部長

今、説明させていただきましたけれども、現在、準備会におきまして、今回、民間主導という形の中で再開発が行われると。そういった中には、私どもこれまで経済界あるいは商業者はもとより市民の方々から、小樽駅前、要するに小樽を代表するまちの顔といったところを活性化していかなければならないという、これは非常に大きな意義のある重要な事業という認識をまず持っているわけでございます。そうした中で、今回のいろいろなところの計

画の中では、いわゆる定住人口対策ということでのマンション、そして商業施設、要するに活性化・民の活性を持たせるという意味でも対応していく。そして観光都市あるいは駅前国際ホテルがあったわけですが、そういった中でホテルの構想、そして今までその作業ということ、非常に利便性の問題が言われておりますが、こういったことをすべて網羅したような構想で、今、作業が進められております。そして、先ほども報告させていただきましたけれども、敷地的になかなか限られたスペースなものですから、それでもこの構想を目いっぱいぎりぎりのところまでという、今申しましたような具体的なものはめ込むには、なかなかやはり狭いという状況もあると。そういったことで、これはやはり私ども、今回、現在ある室内水泳プール、残念でございますけれども、なかなか手を挙げられる状況にないということも判断いたしまして、そして市内に現在ある民間施設も含めて有効活用を図っていきたいという思いを今持っております、そういったことから代替施設としての対応で当分の間考えていきたいと、こういう考えで教育委員会は臨んでいきたいと思っています。

○菊地委員

私は寝耳に水だったものですから。でも、あそこはかなり多くの方に利用されていますし、中心街にあるプールということでは障害を持った方々も利用しています。非常に住民サービスの低下になるということで、簡単にあきらめてほしくないという思いがあるものですから、引き続き、ここはその準備会の中でも何とかそこに残れる対応を探っていただきたいということを要望して、次に移りたいと思います。

◎市税等の収納率の向上対策について

新行政改革実施計画の 4 ページにあります財政効果達成率の収納率向上対策の中で、効果を上げた主なものについて説明していただきたいと思います。

○（総務）中田主幹

市税等の収納率向上対策でございますけれども、この中には市税のほかに国保の保険料、それから保育所費の負担金なども入っております。今回、数字で実績を上げさせていただきました 1 億 4,800 万円ですけれども、収納率向上対策のこの数字のまとめ方ですけれども、15 年度の収納率をベースにいたしまして、それよりも向上している部分が幾らあるかということで、この収納率向上分の実績額を計上してございます。

実際の内訳でございますけれども、市税の現年分で収納率向上分ということで約 4,500 万円ほど、そのほかは大体国民健康保険関係となっております。

○菊地委員

同時に 5 その他の実績額、達成率が非常に大きいのですが、この部分についても主なものについて聞かせてください。

○（総務）中田主幹

その他の部分でございますけれども、大きなものとしたしましては、34 政策的経費の見直しということで挙げてございますけれども、その部分で内訳を言いますと約 1 億 9,500 万円ほどの金額。これは 15 年度決算と 16 年度決算の差を効果額としてございますけれども、そのぐらいあります。政策的経費の中身は、ふれあいパスの見直しとか、はり・きゅう・マッサージの廃止の部分とか、水道・下水道減免の見直しの部分、それから福祉・医療関係とか、母子とか、老人医療とか、その辺の医療関係の見直しの部分をカウントしてございます。

それと、あと大きいのは 36 一般事務費等の見直しということで掲げてございますけれども、これが 16 年度の予算査定段階で 3 億 1,000 万円ほど事務費等の、それから管理費等の削減を予算ベースで行っておりますので、それを計上してございます。

それと、あと大きなものとしたしましては、41 公共工事のコスト縮減ということで、工事の設計の仕方とかいろいろ見直しをしてございますけれども、その部分で約 6,600 万円ほどというような形でございます。

大きなものは、そういうものが主なものとして挙げられるものでございます。

○菊地委員

これはかなり市民の皆さんに協力していただいて、大きな財政効果を上げたというふうなとらえ方ができると思いますが、先ほど、これをまとめてこの後の財政計画に生かしていくというようなことだったのですが、政策経費の見直しということでは、これ以上の市民負担といえますか、これはもうかなり限界に来ているのではないかなと思うのですが、この辺の見直しについて考えていることがありましたら聞かせてください。

○（財政）笠原主幹

財政再建推進プランの関係になりますので、私の方から答えさせていただきたいと思いますが、これまで議会等で答弁しておりますけれども、確かに今までかなり政策的な経費ということで見直しをして削減、また、市民の皆さんに御協力いただいているという部分がございます。したがって、今回の実施計画、再建推進プランの策定に当たっては、やはりいま一度内部の努力で、徹底した内部経費、人件費等もちろん含みますけれども、そういう部分での見直しをしていきたいというのが現在の考えでございます。

○菊地委員

◎火災予防条例の一部を改正する条例案について

次に、消防の火災予防条例の一部を改正する条例案のことについて、聞きたいと思います。

先日、公明党の秋山議員もお尋ねしていたのですが、火災報知器を設置するというような中身だったと思うのですが、設置の義務化というふうになりますと、悪徳商法について、この制度を利用して、まがいものといえますか、必要以上に高価なものを買わされるというような、そういうことがないようにということで、消防本部の方でそれらを防止する手だてについていろいろ考えていると思うのですが、そのことについて改めて聞きたいと思います。

○（消防）予防課長

委員御指摘のとおり、こういうものが出てきますと、私どもは悪徳商売が出てくるのではないかなということとは心配しております。火災警報器につきましては特定商取引に関する法律の対象になっておりますので、一応クーリングオフという形の制度は利用できるような形になっています。

ただ、この設置の広報等に当たっては、電気店やホームセンターで容易に購入できること、また、点検とかそういうものはこの警報器には必要ありませんので、その辺の点。また、悪質訪問や悪質点検などそういう者が家庭に見えたら、すぐに購入しないで消防署なりに相談するというようなことも、これにつきましては設置の推進とあわせて周知広報、これをしていく必要があると考えております。

また、町内会や消費者センターなどとも連携をとりながら、市民の皆さんが悪質訪問販売にひっかからないよう広報に努めてまいりたいと考えております。

○菊地委員

当然、町内会等に向けても回覧板や、あるいは市の広報等でも、それらの予防についてはやっていくと思うのですが、一般的な回覧板の中に紛れた目立たないようなお知らせではなくて、そのことだけで市民の皆さん、どんな高齢者の方でも目につくような工夫した中身にぜひしていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

これにつきましては、新築住宅に関しては来年の 6 月 1 日からということですが、既存住宅は 23 年、5 年間はありますので、その中でチラシ等の作成につきましては委員がおっしゃるとおり、お年寄りの方でもわかりやすいように、また、字を細々書かないように、大きい字でわかりやすいような部分で広報して、そういうチラシ等を作成してまいりたいと思っております。

○菊地委員

それは消防に相談窓口とか、そういうのはつくるつもりはないでしょうか。

○（消防）予防課長

このたびのこの設置に当たりまして相談窓口は特別につくる予定はございませんが、消防本部、また消防署、各出張所、すべてのところに問い合わせいたしましても、対応できるような形を整えていきたいと思っております。

○菊地委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎議案第28号市税条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第28号の市税条例の一部を改正する条例案について、お尋ねしたいと思います。

市民税のこの非課税措置が廃止されることで、実際に影響を受ける所得水準というのはどのあたりになるのかについてお尋ねしたいと思います。

○（財政）市民税課長

65歳以上の者のうちの前年の合計所得が125万円以下の者に対する非課税措置を廃止すると、65歳以上の夫婦の場合、年金で申しますと均等割は年金収入204万円まで、所得割は225万円までが非課税となります。

○菊地委員

実際に、これで今まで非課税だったのが今度課税世帯になるという方は具体的に何人いるかということについては、もうわかるのでしょうか。

○（財政）市民税課長

私たちの試算している中身は、合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置が廃止されることや、公的年金収入額の所得の換算事務の変更、それから老年者控除の廃止によるものを換算しますと、平成17年1月1日現在で65歳以上の方が3万5,000人ほどのデータを持っています。今回の125万円以下の非課税措置が廃止されても、約6割の2万1,000人が非課税のままと推計をしています。ただ、今回の改定によって、非課税から均等割額又は所得割額を課せられる人数は約6,000人と推計しています。

○菊地委員

公的年金の控除の縮減によって、年金受給者は増税になったと、今回は市民税の非課税措置が廃止されるという、こういうことで、さまざまな税制の改正で小樽市への影響の額というのはどのように試算されておりますか。

○（財政）市民税課長

先ほど申し上げました6,000人の関係ですけれども、公的年金等の支払者に対する扶養親族等申告書が正しく提出されていると、市税の影響額は均等割額だけですが、18年度は600万円ぐらいと考えてございます。

ただ、現在、非課税の方、均等割額だけの方は、所得割額を算出するための所得金額から社会保険料や生命保険料等の控除額について、すべての方の状況を把握できておりませんので、所得割額を推計することは非常に困難であります。

ただ、現在、均等割額、所得割額が課せられている5,900人の方は、125万円の非課税措置は対象外であります。老年者控除の廃止や公的年金収入額の所得額の変更により税の負担が増加することになりますけれども、その市税額は約1億円というふうに推計しています。

○菊地委員

一方、課税されることで日常生活費の節約というのは余儀なくされると思うのです。Aさん、Bさん、Cさんが今まで税金を取られていなかったけれども、取られるようになったと。そのためにD商店に買物に行って、買ってくる品数が少なくなったという点に対しての地域経済への影響というのは、どういうふうに試算されるのでしょうか。

○（財政）税務長

今、確かに増税に伴いまして、購買力、消費が減るというようなお話でございます。そうしますと、増税によって購買力が減ることによって景気が下がる、低迷するというようなお話なのだと私は思いますけれども、これは過去にも実際に住宅政策によって、例えば住宅取得控除の額を多くしてきたりとか、景気回復のためということいろいろな政策を行ってきたわけですが、それがイコール景気の回復につながるかどうかということについてまではちょっとわからない部分もございましたし、今回のこれは本当に確かに増税ということでございますけれども、それがイコール経済に及ぼす影響ということではちょっと一概に何とも言えないのかなと、そういうふうと考えております。

○菊地委員

今の税務長の話だと、いろいろな緊急の目的は、今までは景気対策のためにやられてきていますよね。それはちょっと確かめておきたいのです。

○（財政）税務長

先ほど、私、あくまでも住宅政策ということで住宅を買いやすくするというようなことで一つの例を申し上げましたので、今回のこれにつきましては税源移譲ということも当然頭の中に入れた中で、税率を変えていくことを目的とした中でのあくまでも国と地方の税のやりとりの税源移譲をやりやすくするためというようなことも考えられるのかと、そういうふうには考えております。

○菊地委員

実際には、今まで税金を払っていなかった人たちが、昨年それから今年にかけて、また来年になりましたら、これが国民健康保険料とか介護保険料に大きく影響してくるわけですから、税の負担感というのはすごいものがあると思います。庶民感覚でまだまだ景気は底冷えの域を脱していないのかと思うのですが、この増税策が再び景気に陰りを呼び起こすのではないかとというふうに懸念するわけなのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○財政部長

今回の市税条例の改正で一番大きなものが、今65歳以上の方の一定所得のある部分については見直そうというのが国の考え方だということで、それで市税条例も改正するわけです。年齢がいつているから、皆等しく、それでは非課税にしているのかと。あくまでも高齢者世代も、それから現役世代も、税制上はやはり一定程度の収入がある人については、きちんと見直そうという視点から生まれてきたものだと考えているわけです。

先ほどのお話にちょっと触れますけれども、確かに若干の影響というものはあるかもしれません。ただ、我々は、いずれにしてもそういうことが起きることになれば、それなりに生活防衛もしなければならぬわけですし、これは高齢者に限ったことではないと思いますから、その点はそれぞれやはり大変でしょうけれども、頑張っていかなければならないという部分はあるかと思います。

それともう一つ、今回の景気の関係で言いますと、今の定率減税の2分の1、今回の条例改正に直接触れないのですが、これは来年度から、18年度からやるということがもう既に法律上決まっておりますから。これになりますと、確かに全体で3兆3,000億円とか、いろいろなことが去年から言われております。ただ、その視点は、あくまでも平成11年度にこの定率減税を導入した時代背景があまりにも景氣的に非常に問題があったということで、何とかして定率減税をやって、それで個人消費に結びつけて景気の回復を図ろうという視点から見たものだということに思っています。確かに地域的に見れば、6年たって今の状況がどうか、北海道や東北はどうかというと、それはなかなかまだ実感としての景況感なんていうのはないというのが率直なところだと思うのですが、ただ、やはり国としては国全体をマクロで見たときに、その当時よりも時代の経済環境が少なくとも少しずつ変わってきているという、その辺を見て昨年、16年度の改正の中で、そういうふうな決定を考えたということが一つあるのだらう

と思うのです。実際問題、東京で見ている者と、それから我々地域に住んでいる者との感覚の違いというのはありますけれども、日本トータルで見るとそういうところから発生してきているので、全体的にこれはやった中でどういうふうになるかというのは、我々としてはもうちょっと推移を見なければ何とも言えないと思います。

○菊地委員

そうしたら、北海道はまだまだ景気回復の見通しが立たないので、せめてこういう交付税は北海道ではダウンさせないというようなことで、ぜひ官庁間、国に十分働きかけていただきたいと思います。

ただ、今まで話していたようなことは、国の段階で本来なら論議されるべきことなのだろうとは思いますが、そういう地方税法の制度で小樽市の条例を改正せざるを得なくなり、これでまた小樽市民の多くの方が増税の憂き目に遭うのかなということでは、安易に認めるわけにはいかないという私の立場だけは鮮明にさせておきたいと思います。

◎北手宮小学校の今後の問題について

次に、小学校の適正配置の実施計画案にかかわって北手宮小学校の問題、私、一般質問の中でもさせていただきましたが、教育長に、あくまでむしろ統廃合を前提として北手宮小学校の父母の皆さんとこういう対応をすべきではないというような話もさせていただきました。学校適正配置等調査特別委員会に教育委員会が報告をした後、それぞれの地域で説明会がなされていますけれども、その説明会の中でも、今、北手宮小学校だけ特別にそういう名前を挙げることは、新たに父母に不安や動揺を与えるのでやめていただきたいというような、そういう指摘もされていますし、その後、若干統廃合を前提にしていないというような態度には変わってはきていますが、今、北手宮小学校の父母の皆さんが望んでいるのが、実施計画（案）を一応取り下げたと、そこで事をおさめておいてほしいということが一番大きな願いなのですが、このように北手宮小学校については、特別に今後 P T A の皆さんとかそういう方たちに対応していくつもりはないというふうに事をおさめる気はないのでしょうか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○（教育）山村主幹

北手宮小学校の今後の問題について、9月13日の学校適正配置等調査特別委員会で述べたことに関連してということでございます。

実は、9月30日に適正配置を教育委員会として取り下げたことについて、北手宮小学校で説明会を開催いたしました。その席上、集まった保護者の方を中心に、やはり適正配置計画（案）を取り下げたと、それと今後、北手宮小学校の皆さんとお話しを持ちたいということで少し矛盾があるのではないかと、そういうような形での御発言が多かったのは事実でございます。こちらの方で教育委員会で申し述べたことは、まず北手宮小学校を教育委員会では正式に統廃合をするというようなことではございません。これについては従前よりお話をしております。

ただ、今後、北手宮小学校が小樽市内の小規模校の中にあっても、現在70数名の全校児童数でございますけれども、それがさらにまた少数になっていくというようなことが懸念をされて、実際に今後の児童数の推移の中ではそういったことがかいま見られるというようなことから、今後、学校のどういう形がいいのかということで、関係する皆さんと話し合いをしたいという趣旨でございます。

そういうことから、統廃合うんぬんというよりも、今後、そういう関係の皆さんと話し合いの場を持っていきたいという趣旨で話をしてございますので、先ほど申しました先般の説明会の中でも、それも一つの話し合いの場だったというふうには押さえてございますけれども、それをより別な形で深めていく機会があればというふうに考えてございます。

○菊地委員

そうすると、私、一般質問の中で再質問でもお話ししたのですが、学校適正配置等調査特別委員会の中では統廃合を前提としてというか、近隣の学校との統廃合を含めて話し合いをしていくという報告がされていますけれども、

ども、そのことについては取り下げるとのことですか。

○（教育）山村主幹

そのときの統廃合を前提にして関係者の皆さんと協議をするという趣旨ではなくて、あくまでも今後、少数で推移するような学校、それで果たしてどうなのかという率直な意見の交換をさせていただきたいという趣旨で話をしたところでございます。

○菊地委員

これは山村主幹が学校適正配置等調査特別委員会の中で報告した中身なのですが、「今後、隣接する学校との統廃合について、保護者や地域の皆さんと協議を進めてまいります」というふうにおっしゃっているのです。それで北手宮小学校のお父さん、お母さんは、それはおかしいというふうにおっしゃったわけなのですが、ではこの報告そのものは取り下げる、なかったものにするというふうに解釈していいのでしょうか。

○教育部川原次長

学校適正配置等調査特別委員会における報告でございますが、会議録といいますが、その辺はちょっと確認してみなければあれですが、あくまでも私どもは、今回、適正配置の実施計画（案）については取下げを行うと。そして、堺小学校については別の観点で統廃合する。それで、この北手宮小学校につきましても、堺小学校と同様に小規模であるということで、ここの学校のあり方について、今後、北手宮小学校の保護者の方と広く協議をさせていただいて、話し合いをさせていただきたいということで報告はしているのではないかとこのように考えております。

○菊地委員

会議録を見てみなければとおっしゃいますけれども、そのように報告されたことは事実ですし、学校適正配置等調査特別委員会に北手宮小学校の父母の方もたくさん後ろの方で傍聴されていまして、そのことは複数の方が耳にしているのです。それで、そのことがあったからこそ、改めてこの委員会に陳情が付託されていますけれども、北手宮小学校のPTAから陳情も上がっているわけなのです。

私は、本会議でもお伺いしましたけれども、今回取り下げましたけれども、この一連の適正配置の計画を推し進めようとしてきたときに、一体何を教訓として得られたのかとお聞きしましたけれども、教育委員会に対する一定の不信というのは、いまだぬぐい去られていないと思います。それは私自身ずっと説明会に参加してきて、保護者の方々の最後の説明会にも参加させていただきましたから、これはかなり根強い不信感があると。だから、言ったことを、きちんと「それは間違っていました、それは取り下げます」というふうな言葉がない限り、なかなか信頼を勝ち得ないと思うのです。

ですから、教育長はおっしゃいましたよね、「保護者の皆さんに動揺を与えないようにしたい」と。そういうことで計画案を取り下げましたと。そうおっしゃるなら、今、新たな動揺を北手宮小学校の保護者の皆さんに与えている、それはやはり避けるべきだと。教育委員会が話をしていきたいと今おっしゃっていますけれども、その前提に、信頼される立場にまず立ち戻ることが必要だと思うのです。そういう意味で、私はこの統廃合について北手宮小学校の保護者の皆さんと協議を進めていく、そのことについて、きっぱりと「これはないことです」というふうに言っていきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育部川原次長

北手宮小学校の説明会におきましても、この北手宮小学校の統廃合を前提にという話は一切してございません。あくまでも今後は10名前後で新入生が推移するという中で、今後の学校運営とか、そういった面を考えた場合に果たしてこういう状況でいいのかどうか。これについてもっと広い皆さんの御意見、思いなどを聞いていきたい。これは説明会という形ではなくて懇談会のような形で、もっと自由に御意見を聞ける場を持って進めていきたいということで話をしたところでございます。

○菊地委員

それは、やはりごまかしをしたとしか思えません。だって、北手宮小学校の中の説明会ではそこまで説明して、なおかつ P T A の皆さんから、その文言を取り消してほしいという陳情が出ているのです。もし統廃合を前提としていない、そのことではなく話し合いたいと言っても、このような陳情が出るということは、それ自体が北手宮小学校の P T A の皆さんに受け入れられていないという証拠ではないですか。

教育長、この間、この陳情については教育委員会の中で対応していきたいとおっしゃいましたよね。それはやはり前回の教育委員会で決まったことについて学校適正配置等調査特別委員会に報告しているから、それを簡単に取り下げられないから、教育委員会で改めて協議するということではないのですか。違うのですか。

○教育長

再度話させていただきますが、一人一人の保護者の思いとか願いを聞いたり、話し合っていきたいとの趣旨で、前回の委員会で私ども説明させていただいたところでございます。それと、10月3日に北手宮の P T A の会長名で陳情書が出されました。私たち教育委員会でうんぬんということではなくて、その陳情書についていろいろと委員と意見を交わし、協議しながら、委員会として北手宮小学校のことについて、今、委員もいろいろお聞きされてございますが、そのことについて親御さん、教育委員一人一人の御意見も聞いていきたいというふうな答弁で先日答えたとところでございます。

ですから、それを言ったことを確認するですとか、さらにうんぬんというのではなくて、その陳情書の趣旨を十分私たち話し合っ、そしてまた、別の機会に皆さんにその中身について。その会議については、一応教育委員会でございますので公開でないのはともかくといたしまして、その中身につきましては、また皆さんにお話する形になろうかと思います。

○菊地委員

私、そんなにすごく難しいことを言っているつもりはないのです。統廃合を前提として話し合うわけではない。いろいろな北手宮小学校の状況があるので、そのことについて保護者の方一人一人と話したいというふうに、そのことも説明会で言いました。それでも、なおかつ北手宮小学校のお母さんたちは、そのことも含めて余計なお世話だと言いましたよね。ほっておいてほしいと。あくまで「北手宮小学校も含めて改めて小樽市全体を見越した適正配置計画の中で考えていく」という、その一言が欲しいわけですね。それではいけないのですか。北手宮小学校も含めて小樽市全体を見直していく。そこにおさめることはできないのですか、改めてお聞きします。

○教育部長

北手宮小学校の件につきましては、何度も今話させていただいておりますけれども、私どもはあくまでも統廃合ありきという形の上で話をしたいということは一切申し上げておりません。このことは、菊地委員も説明会に御出席されていますから、先ほど来私どもが答えたことは逐一御承知のことと思います。ですから、我々としても何も事をひきずるという考えは毛頭ありませんし、こういう少人数教育、小規模の学校にあって、今後本当にどうなのかと。そういう忌たんのない御意見をオープンな場でちょっと話させていただきたいと。これ、私どもも別に難しい話をさせていただいているわけではありませぬので、それは機会を見て話させていただきたいということを何度も申し上げてきました。ですから、今、逆に説明会の席上で保護者の方からさまざまな御意見をいただいたところでありますので、そういうことを踏まえて、私ども今後対話の仕方というものは、また考えていく必要があるだろうと思います。

いずれにしても、先般、陳情が上がっておりますので、それにつきましても今月下旬に教育委員会を開催する予定でございます。そういった中でも含めて話をしていくと、こういうことで考えております。

○菊地委員

では、改めて確認しておきます。北手宮小学校も含めて、これからはまた新たに小樽市全体を見通した適正配置

計画の中で全体のあり方を考えていくというふうに確認してよろしいですね。

それと、教育委員会はいつ開かれるのでしょうか。

○教育部長

私どもは、今後、全市的な見直しを進めていくべきという考え方に立っておりまして、小中学校の配置のあり方、学校規模のあり方の見直しを進めるべく作業に取りかかっていると思いますが、こう考えておりますけれども、あくまでも全市的な見直しという視点に立って、今回の北手宮小学校の問題とは別にこれはやっていかなければならないだろうと、こう思っています。

教育委員会の開催日は、今月27日を予定しているところでございます。

○菊地委員

今、「北手宮小学校と別の観点で」とおっしゃいましたよね。その一言が北手宮小学校のお母さんたちに余計な不安や動揺を与えているのだと保護者の方々が言っているのですから、そこは引っ込めるべきではないですか。それが教育委員会の信頼を得る一番大事なポイントだと思うのですが、なぜそこで別の観点でという一言が入るのですか。北手宮小学校のお母さんたちは堺小学校のお母さんたちとちょっと違って、複式学級になっても構わないと、これはPTAの総意ですということまで言っているのですけれども、いかがですか。

○教育部川原次長

何度も説明しておりますけれども、北手宮小学校については、今後検討する全市的な見直しの適正配置とは別の観点で進めていきたいと。と申しますのは、やはり先ほども申し上げましたけれども、北手宮小学校、今年の5月1日現在で77名でございます。堺小学校が57名ということで、20名ほど上回っておりますけれども、現在、複式学級を除いて小樽市内で100人以下という学校は、堺小学校が廃校されますので、北手宮小学校一つになる。100人以下になりますと、先生の数も100人以下は8名、それから100人以上になりますと、同じ6学級でも9名と、フリーの先生がいるわけです。そういった学校運営等を考えますと、今後、10人前後という入学者になりますので、これはこういった状況で北手宮小学校の運営がいいのかどうかということまで話をしたい。

確かに説明会の中では複式でもいいのだ、このままでいいのだという御意見もございましたけれども、より広く北手宮小学校の保護者の方、ほかの方々の御意見、思いなども聞きたいということで、そういう機会を持っていきたいと思っています。

○菊地委員

教育長は、「学校がこのままでいいのか、行政が一方的に判断するのではなく」とおっしゃいましたよね。だから、北手宮小学校のお母さんたちが、学校がこの先どうなるのかどうしても心配だから、ちょっと教育委員会の皆さんと話し合いをしたいと言うまで、行政が手をかける必要はないのではないかと。そういう大きな立場に立たないと、なかなか教育委員会に対する信頼というのは回復しないのではないかと、私はこの間の説明会にずっと参加させていただいて思っているわけなのですが。

（「平行線になっています」と呼ぶ者あり）

平行線ですか。

（「考えて違いがあると思います」と呼ぶ者あり）

と私は思います。

ところで、27日の教育委員会なのですが、確認しておきますけれども、これは秘密会にはしないのですよね。

○（教育）総務管理課長

教育委員会の秘密会の件でございますけれども、秘密会にするかどうかというのは、当日の議案などで各委員の判断によって、そのような秘密会にするかどうかは判断しますので、当日でなければどのようなことになるかというのはわかりませんので、御理解願いたいと思います。

○菊地委員

陳情についても、秘密会にするかどうかは当日決めるということですか。

○（教育）総務管理課長

基本的にはそのような形になりますけれども、今までの例からいきますと、陳情について秘密会ということはちょっとないのかなとは思いますが。

○菊地委員

わかりました。教育長、前回の教育委員会では、北手宮小学校については学校適正配置等調査特別委員会で報告されたような中身で話し合われているのかなとは思いますが、この陳情の趣旨をしっかりと理解していただいて、北手宮小学校の父母にこれ以上の不安や動揺を与えないような立場で、ぜひ教育委員会に臨んでいただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

○教育長

菊地委員、先ほどから何度か口にしてはいますが、市民の教育委員会に対する不信とか、いろいろお話がございましたが、私どもも精いっぱい市民に何とか理解をしていただこうという思いでこの話を進めたところでございますが、最終的には理解が得られず、私たちも取り下げたところでございまして、市民、特に該当する学校についてはそういうものを払しょくするように努めてまいりたいと思いますし、今後は全市的でございますので、また、もっと広い立場から小樽の教育をどうしていくかということで市民に理解されるように、そういう考え方に立って今後考えてまいりたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○小前委員

◎青少年のための科学の祭典について

今年 9 月 3 日と 4 日、余市で開かれました「青少年のための科学の祭典」というのに小樽市教育委員会は何かわかっていますか。

○（教育）青少年科学技術館長

今回の青少年のための科学の祭典全道余市大会と申しますが、直接的なかわりは持ってございません。

○小前委員

この祭典は、小樽で今まで開催されたことがありますか。

○（教育）青少年科学技術館長

今まで開催したことはございません。

○小前委員

参加者の方から、とてもレベルが高いのに楽しくて、よく理解できて、満足感がとても大きいので、小樽でも開催してほしいという御要望を承っております。出席者が 9 月 3 日土曜日は 1,900 人だそうで、9 月 4 日日曜日は 2,800 人も参加されているそうです。この参加者の半分は小樽から来ている親子という報告も受けておりました。この青少年のための科学の祭典というものに、講師はほとんど高校の教師がなさっていて、企業の講師の方も入られたそうですけれども、札幌の南とか開成とか手稲とか旭ヶ丘というような高校の教師が教壇に立たれていて、67 も講座が開かれてございます。その中には「原子核を見つけよう」という日本科学技術振興財団からの講師も現実に立たれているのです。余市町に尋ねましたら、余市町教育委員会は会場を貸しただけで、教育委員会は何も関係ありませんという非常につれない返事だったのですけれども、余市高校の教師が担当されたということで高橋先生に尋ねましたら、費用は 1,000 万円もかかるのだそうですけれども、文部科学省の委託事業として日本科学技術振興財団か

ら全部お金が出て、余市町は1円もお金がかかっていないということなのです。

それで、昨年、広島で開かれたこの科学の祭典に参加した親のお話も聞かせていただきましたら、入門講座に進学校の高校の科学クラブの子供が講座を引き受けて、それも非常におもしろくてわかりやすかったという話も、非常に交流するのにプラスになったという話も聞いてございます。2年に1度北海道で開催されるそうですので、再来年、小樽で考えていただけないものでしょうか。

○（教育）青少年科学技術館長

ただいまのお話でございますが、科学技術振興財団が実行委員会を立ち上げまして、全道くまなくこの催物を開催したいという、そういう思いがございまして。そういったことで、札幌では全道大会、地区大会、ほぼ毎年実施されているということで、どうも隣接地である小樽とか、石狩とか、江別とか、そういうところは我々は働きかけはしているのですが、なかなかいい感触を得られておりません。しかしながら、全道の市町村レベルのこの祭典は11か所から13か所ぐらい毎年開かれておりますので、その実行委員会に対しての働きかけは、私どもこれからも続けてまいりたいと思いますが、実行委員会の方でお決めいただくことなものですから、決めていただければ、私ども全面的にこれを受け入れる態勢はとりたいと思っている現状でございまして、御理解いただきたいと思います。

○小前委員

鉄道記念館に科学館が入るそうですので、なおその場所を使って開催していただけるとありがたいと思いますので、ぜひ強力に働きかけをお願い申し上げたいと思います。

○山田委員

それでは、一番最初に教育委員会からお聞きいたします。

◎教師に望まれる資質について

ちょっと唐突ではありますが、「3年B組金八先生」、私は大好きでございまして。昨年、第7シリーズが終了いたしました。これは25年間にわたっております。この中でやはりいつの時代も教師に望まれるその資質というのがあるのですが、教育長にこの資質とは何かということを、まず一番最初、冒頭に伺いたいと思います。

○教育長

学校教育に携わる者に一番必要な資質は、子供に対する愛情でないかというふうに考えてございます。今、盛んに学力低下とかいろいろ言われていますが、学力というよりも、子供に対する愛情とそれから情熱、それがあって初めて子供たちとの授業が成立したり、人間関係が成り立つのではないかと考えてございます。

○山田委員

すごい素晴らしい御答弁、もう100点以上、120点満点でございまして。いつの時代も子供を心から好きな、そういう教師がやはり求められていると思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

◎教員免許制度について

教師の指導力不足、これが最近言われていることでございまして。先般、中山文部科学相が教育制度のあり方について中教審に諮問し、これが1年以内に答申を受けて制度改革を行うと聞いております。まず、この点について今までの問題点と基本的な改革に対する考え方、それから本市における認識、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

昨年10月に、中山文部科学相が中教審の答申をいたさせています。その中では教員の養成とか、免許の更新制度というか、そういう形の免許制度のあり方について答申をしているわけです。現在の免許制度の現状は、終身有効の教諭免許状を授与する制度という形で推移してございます。ただ、その終身免許ということにかかわりまして、これまでも、例えば免許状の取得に必要な単位の引上げとか、科目の充実とか、そういった教員の資質向上の改革

を行ってきてはございます。ただ、そういう中で教員免許状の付与に際しまして指導力とか、それから適格性の全体的な資質能力と申しましょうか、そういうものが必ずしも十分に判断はされていないだろうという部分がございます。

それから、教員採用者の数より、教員免許状の取得者がはるかに多いということが指摘されている現状でございます。そういったことから、文部科学省としては、教員免許状が教員として必要な資質・能力を確実に保証するために、教員が緊張感を持ちまして、自己の資質・能力の向上のために一層研さんを積むという中で、教員免許制度を改革して、教員免許の更新制度を導入することについて検討をしていただきたいというような形で答申をされたというふうに聞いてございます。現在、中教審の中でもんでおりまして、その中では、例えば今までの在職の教員方、それから新しく新任される教員というそれぞれの立場の中で、今、議論がされているというふうに聞いてございます。ですから、教育委員会といたしましても、指導力不足の教員が解消されるという中の制度であってほしいという思いは持っております。

○山田委員

まさにそういうことなのですね。要するに資格制度の一つの認定機関として、第三者も入れてそういった改革をしていただければという思いは私も一緒です。

◎学級編制のしくみの見直しについて

次に、これも学級編制にかかわって市町村教育委員会、この権限移譲を文部科学省が決定すると。これ内容的には教職員配置のあり方を検討している文部科学省の協力者会議というのがありまして、8月23日中間報告、10月3日最終報告を本省の中等教育局長に提出したと聞いております。要するにこの影響する部分的には少人数学級、これが公にも認められる、そういうような答申だと思います。ですから、ここで今後の小学校の適正配置、これについての取組、これについての答申がどういう見解になっているか、そこら辺についても聞かせていただきたいと思っています。

○（教育）山村主幹

新聞報道にもありますとおり、文部科学省の「教職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議」において最終報告がまとめられ、10月3日に報告されたものであります。その中でも触れられておりますが、国において40人を標準とする学級編制を設定しておりますが、学級編制の弾力化の中で北海道においては、現在、1、2年生において、学年2学級以上で1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級の実施をしており、小樽市においても高島小学校、望洋台小学校、そして銭函小学校で該当となっており、いわゆる少人数学級となっております。この最終報告では、今後の取組の制度の改善の中で、学級編制のしくみの改善として学級編制に係る学校や市町村教育委員会の権限と責任の下、現行の学級編制のしくみを見直す必要について述べております。また、教職員定数の改善についても、今日的な諸課題への方策も盛り込むような報告となっております。中央教育審議会の義務教育特別部会での議論を経て、国においても制度が固まるものと思われそうですが、本市における全市的な学校配置のあり方、学校の規模を考える上では、これらの点は非常に重要なことと承知をいたしておりますので、今後の計画づくりの際には十分踏まえてまいりたいと考えています。

○山田委員

特にそういった形でされればいいと思います。

また、補足的には、もし資料があれば、世界の中から見たそういう生徒の、そういうような現状がもしあれば、何点か抜き出してお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

学級規模ということでありまして、日本は小学校40人という形でやっております。ただ、アメリカの場合、低学年ですけれども、1学年から3学年ということの中では大体30人を上限として、32人を超える学級がない

というような形でやってございますし、イギリスの中では 1 学年、2 学年という中では 30 人上限という形でございますし、ドイツの方では 1 学年から 4 学年は標準 24 人という中で、範囲的には大体 30 人を上限とするというような形で行っているというのは承知してございます。

○山田委員

ぜひ 30 人小規模学級実現に向けて御努力をよろしくお願いします。

◎北の海のみぐみ食育推進会議について

続きまして、食育に関して何点かお聞きします。

地場の産品を学校給食向けの料理、研究、商品化し、道内の小中学校向けの給食で供給され、既に札幌、旭川で数万食が消費されたと聞いております。この「北の海のみぐみ食育推進会議」とは、まずどのような機関で、また目的、直近の学校給食に採用された参考事例があればお聞かせ願いたいと思います。また、本市への導入、そこら辺もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

この北の海のみぐみ食育推進会議というその機関とか目的なのですが、事業主体が北海道水産林務部でやっております、この会議の開催時の趣旨によりますと、「近年、食生活の乱れや食に関する無関心などが生じており、子供たちの心や身体に対する影響が懸念され、食育の必要性が一層重要視されているところですが、水産分野においても食育を基本とする取組の推進を図るため、関係機関、関係者による情報交換及び連携の場として会議を開催する」ということであります。

それと、メンバーにつきましては、生産者団体が 2 団体、道が保健福祉部、教育庁の生涯学習部、水産林務部、栄養学の専門家が 1 名、消費者の方が 1 名、それと料理の専門家 1 名となっております。

それと、この会議の下部組織でもないのかもしれませんが、ここに道産品の食材開発を検討するための関係事業者による製品開発部会というのがありまして、ここで学校給食に対する商品を検討して開発しているということでもあります。

次に、直近の学校給食に採用された参考事例ということですが、新聞によりますと、今、委員が申されたように、札幌市や旭川市でサケのフライとかホッケですか、そういうのが採用されたということですが、その他では斜里町とか苫小牧市、こういうのも出ていました。それで、そこの担当課の方に確認しましたら、まだ試行段階でありますので、食品ではちょっとまだないという回答を受けております。

それと、本市の取組、ここのメンバーになっている生産団体のところで製造しているサケフライ、これは今言った研究のとはちょっと、何かトマトソースの何とかのサケフライらしいのですが、それとは違うものなのですから、そこが生産しているサケフライについては、11月の献立で一応使うことを予定しております。また、過去にはホタテフライというのも使っています。

○山田委員

ますます地産地消、食育に関してそういう取組をなさっていただければと思います。

◎学校給食の牛乳について

関連して学校給食用の牛乳に関して、1 点お聞かせ願いたいと思います。

確か学校給食の牛乳は 2000 年度に国からの補助金が停止されたと思っているのですが、そのことと、今、紙パックと牛乳瓶、その採算面と環境面、これのニーズが変化してリサイクル、環境に優しい瓶がまた見直されております。その点について、本市でも以前は牛乳瓶を使っていたと思いますが、今後、牛乳瓶でされるかどうか、もし可能性があったら、そこら辺お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

牛乳の国の補助なのですが、委員が申されましたように 2000 年度ということではなくて、まだ今年 17 年度

も一応補助は入っております。金額は79銭なのですけれども、安定需要確保対策事業補助金ということで一応入っております。ただ、補助の関係は今まで道が行っていたのですけれども、今年度から北海道乳業協会の方に、運営というか、補助に係る事務については委託しているというところで、その辺が廃止と何かちょっと間違ったのかなという気もしますけれども、一応入っております。

それと、パック牛乳と瓶についてですけれども、瓶装の牛乳、小樽市につきましては、昭和58年ごろからもう既に紙パックの提供となっておりまして、16年度、去年の1学期まで4校程度瓶装ではあったのですけれども、小樽の牛乳の供給業者につきましては、これは北海道知事が入札して決めるということになっていますので、変えることは私たちはちょっとできないのですけれども、一応保証牛乳の方から業者自体の瓶装というのを全面廃止するというのを受けまして、現在、小樽市は全校紙パックの牛乳を提供しているという状況です。瓶装につきましては、保護者等から瓶装にしてくれという要望はあるのですけれども、今、牛乳配達の業者自体が瓶装というのをもう取りやめているものですから、また機会があって、そういう全国的なニーズがありまして、そういうのをやってもらえるという中では即切り替えていきたいと思っておりますけれども、現在ではちょっと難しい状況であります。

○山田委員

私も瓶の牛乳で育った年代でございます。やはり瓶と紙パックでは飲み口が全然違うのです。できれば、そういったニーズが年々変化しておりますので、また順次、そこら辺は検討していただければと思います。

◎地域防災計画の修正項目について

次に、防災担当に質問を移らせていただきます。

まず防災の方ですが、今回、小樽市の地域防災計画、これが7月26日にまた一部改訂になったと思いますが、この件について、内容をかいつまんで教えていただきたいと思っております。

○（総務）白澤主幹

今年度の地域防災計画の修正項目の内容についてということでございますけれども、細かい部分で4点ほどございまして、まず1点目は気象のところ、昨年、台風18号上陸に伴う暴風雨、最大瞬間風速44.2メートルを観測記録いたしましたので、それを追加いたしてございます。

それから、災害対策本部業務分担表ということで、災害時に市の各部でそれぞれ業務分担を決められてございますけれども、その中で総務部広報班、福祉部救護班、衛生部医療班等の中で漏れていた業務などを追加してございます。

それから、指定避難所でございますけれども、従来、小中学校を中心に災害時の指定避難所になってございますが、そこに高等学校も今回追加してございます。桜陽高校については、現在まだ建替え工事中でございまして、工事完了後、改めて学校に依頼して、来年度追加していくということに決定してございます。

さらに、災害復旧計画の中で市民生活安定のための支援ということで、それぞれ道なり国なりの支援法あるいは制度がございまして、それらを一覧表にまとめて追加してございます。

○山田委員

いろいろと改定点があって、私も苦慮しております。

◎防災士について

そこで、関連して聞きます。阪神大震災、これを教訓に2年前に生まれた防災士、こういう民間の資格制度がございまして、まず、その防災士の定義、どのようなものかお聞かせ願います。

○（総務）白澤主幹

防災士の定義ということでございますけれども、今、委員もお話しになったように、2年前に民間資格として誕生したものでございまして、家庭や地域社会、企業、団体など社会のさまざまな場で防災活動が期待され、かつ防災の意識や知識、技能を十分に持っている人ということで、特定非営利法人日本防災士機構が認めた人のことであ

るというふうに承知してございます。

○山田委員

こういう民間の資格、いわゆる地域の防災・救援活動のリーダーとなる資格だということと呼称していいですね。

○（総務）白澤主幹

はい。

○山田委員

それではまず、17年8月現在の全国の認証者数、それとわかれば北海道で何名ぐらいいるのか、状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）白澤主幹

認証者数についてでございますけれども、公表されたものによりますと、平成17年8月末の認証者数は全国で6,584名、都道府県別でございますけれども、北海道では232名というふうになっております。認証者数の多い順でございますけれども、東京都が912名、愛知548名、静岡431名、神奈川406名などとなっております。なお、東北地方などでは、青森67名、岩手77名、秋田59名など、若干全国的に比べて低い認証者数になってございます。

○山田委員

それでは、今なぜこの防災士が必要になってきたのかと、本市にはいるのかどうか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）白澤主幹

なぜ防災士が必要になってきたかということでございますけれども、大規模な災害が発生したときには消防や警察、自衛隊などの公的な機関の救援が被災現場に到着するには相当の時間がかかるということが、阪神・淡路の大震災で明らかになったわけでございます。大災害時には、やはりまず地域において住民同士がお互い助け合って救助や避難をすることが重要になります。その場合に、防災についての知識や技能を持った人が地域にたくさんいれば、それだけ避難や救助などの場面で有効・適切な防災体制をとることができることになります。このような地域の防災リーダーとして活躍することが防災士に求められているものと思っております。本市では、消防にも聞きましたけれども、現在、防災士の資格認定を受けた方はいないというふうになってございます。

○山田委員

本当にいないのですよね。

◎防災計画と防災組織について

それでは、関連して、本市の状況として本市の防災計画、それと防災組織の組織率、これとあと数、また、今後の計画についての見解、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）白澤主幹

本市の防災についての状況ということでございますけれども、まだ現在、自主防災組織という形で正式に組織化されているのは、銭函連合地区と塩谷・桃内地区の二つの自主防災組織しかございません。この二つでございますので、率ということになるとちょっとどういうふうに割り返していいのか、面積とかその団体数の分母によってちょっと変わってまいりますので、今まで出したことはないわけでございますけれども、こういった形で数は非常に少ないのが現状です。

ただ、やはり今年、特に連続する大型の水害あるいは台風などの影響がありまして、住民意識も徐々に、少しずつですが変わりつつあるのかなというふうには考えてございます。一つには、先般の台風14号接近時においては避難についての問い合わせが相当数あったということでございました。それから、町会として自主防災組織の取組についての問い合わせが出てきていること、それから今月28日ですけれども、連合町会の女性部会から出前講

座の依頼がございましたので、130名ほどの参加者ということで聞いておりますけれども、その中でも個別の防災問題についての話合いの時間を多くとってほしいというような要望も出ております。

こういったような場面、場面をとらえまして、市としましては自主防災組織の必要性を強く訴えながら、できるだけ多くの組織の立ち上げが行われるように今後とも取組を進めてまいりたい、そのように考えてございます。

○山田委員

ますますこういった日本防災士会がつくる支部づくりや台風災害への対応、これについていろいろな取組が検討されております。できましたら、そういった形で、ぜひ本市でも防災士、そういう方がいること、また今後もそういった取組をなされるようにひとつお願いいたします。

◎防災公園について

それで、また防災に関しての質問なのですが、小樽公園、これは避難所として私ども認識していますが、今まさに防災公園としての計画があるか、また、防災公園であるならば飲料水、耐震性の貯水槽、こういった構想と防災井戸、これについての取組についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）白澤主幹

小樽公園の防災公園としての計画ということでございますけれども、小樽公園グラウンドについて、夏の間、防災ヘリの緊急発着場所として使用するという、あるいは大災害時に小樽公園を一時的に緊急避難場所として使用することはあり得ると思いますけれども、小樽公園自体を防災公園にするという計画については所管の建設部にも聞きましたけれども、現在のところそういう計画はないということでございます。

なお、災害時の給水計画についてでございますけれども、小樽市の地域防災計画では、災害時配水管が破裂して利用できないような場合には、浄水場から直接取水して給水車両へ容器あるいは必要に応じて散水車、消防タンク車などを導入して行うということになってございまして、これは水道局に聞きましたけれども、小樽市の場合は市内各地に浄水場があるというようなこともあわせまして、新たな耐震性の貯水槽あるいは防火井戸の設置については、現在のところ考えていないということでございます。

○山田委員

それでは、要するに備蓄品について飲料水はないということで承知しておいてよろしいですか。

○（総務）白澤主幹

飲料水については、小樽市の場合は備蓄はしてございません。備蓄は食料、アルファ米、クラッカーあるいは毛布、テント、そういったようなものでございます。

○山田委員

一つ提案なのですが、水道局が購入されているリュック式の給水袋とか、今、小樽の水とか盛んに水道局の方でも取組をなされております。できましたら、そういう取組も一助として取り組まれることを提案して、この項は終わります。答えはいいです。

◎災害時における要援護者対策について

次に、台風被害について何点かお聞きします。

今回の土砂災害、全国規模では21万か所、戸数は340万戸。それで、一応今、地域防災で見直しも40都道府県に進んでおります。本市は高齢者が多いので、その中でより具体化したことで高齢者の保護と災害弱者、これがはっきりしてきたこと、要するにこれを第一優先課題としなければならないと思いますが、その場合の本市における防災計画、今後について何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）白澤主幹

言葉が今度は災害時における要援護者ということで、災害弱者ということがちょっと訂正があったわけでございますけれども、その要援護者についての対策をどうするかということでございます。昨年、高齢の独居老人の方の

中で、災害時に何かあったときに連絡していただける方ということで希望をとった、そういったリストについては整理されたというふうになってございますけれども、その後、やはり基本介護をしている方、あるいは障害といってもいろいろな状況も個々個別にあると思いますので、やはりそれはそれぞれのケースごとに一人一人の具体的な避難方法について、具体的にだれがどのように援助していくかというようなことを詰めていかなければならないというふうには思っておりますので、その辺について所管であります福祉部と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、来月13日には、視覚に障害のある方々の出前講座を予定してございますので、直接そういった参加者の方にお話をお聞きして、具体的にどういうときにどういう支援方法ができるのか、そういったようなことなどについてもお聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員

そうですね。本当にそういった方々から直接そういうお話を聞ければ、対応策が決まると思います。

◎避難勧告での減災について

この項最後に、早めの避難勧告、これで減災、減る災害ですね、そういうのは可能かどうか。まず、その中で避難準備情報、また孤立地区の医療、また車中被災者への対応、この点について減災は可能かということで何点かお話しお願いします。

○（総務）白澤主幹

避難勧告での減災ということでございますけれども、この前の台風14号のときにも、やはり自主避難するという住民が全道的に500名を超えているわけでございます。小樽市内でも1世帯2名がございましたけれども、この傾向というのは今後一層強まるものというふうには思っております。やはり行政の方から避難勧告や避難指示といったものが出る前に、住民みずから判断して早めの自主避難をするということが、これから大事になってくるのかなというふうには思っております。

ただ、私どもでは、現在、地域住民にとって身近な避難場所として町内会館というものを考えているわけでございますけれども、ここに今アンケート調査をかけております。今、大部分は返ってきてございますけれども、そういった地域住民の自主避難について受け入れていただけるというところが大半でございます。一部古い会館でトイレも使えないというようなところは二、三お断りの回答もありますけれども、そういったような取組を進めながら、自主避難についてしやすいような形で、今、進めていこうというふうに考えてございます。

そのほか孤立地区の医療、車中避難対応というお話もございましたけれども、その辺、災害時の医療体制については地域防災計画の中に書かれてございますけれども、医療機関あるいは保健所との連携の中で、車中避難者についても健康診断等をしてながら対応していかなければならないと、このように考えてございます。

○山田委員

できれば、やはり台風に関して言わせていただければ、地震と違って進路予想まで出ていますよね。ある程度防げる被害はしっかりと防ぐような予防を今後よろしくお願いいたします。

◎機能別分団、機能別団員について

それでは、最後の項になりますが、消防に関して何点かお聞きいたします。

私、先般、一般質問でもお聞きしました機能別分団と機能別団員、これについて若干お聞きいたします。

最近、小樽市内でも火災が増えております。このことについて、こういった機能別分団・団員、これの補充について何かあればお聞きしたいと思います。

○（消防）村岡主幹

機能別分団、機能別団員についてのお尋ねでございますけれども、機能別分団は大規模な災害には必ず出動するほかは、通常の火災、災害等には出動いたしません。そのかわり火災予防広報等を行う分団、さらに事業者におい

て分団を編成し、これは会社において分団を編成して、大規模災害の発生時にはその勤務する事業所の安全を確認した後、その会社の近隣地域の災害対応に出動する分団と、そういう特定の機能を持った分団を機能別分団ということで規定をしてございます。

機能別団員につきましては、大規模災害には必ず出動するほかは、時間的な制約から基本団員と同等の活動のできない方が、入団時に決めた特定の活動、例えば災害対応、予防広報等に参加する団員であり、消防職員OB、被雇用者、これはサラリーマンでありますけれども、さらに女性等の有効な活用が可能であるとされております。

これが機能別分団、機能別団員でございます。

○山田委員

私も商売柄、こういう石油業界にいる者でございます。その中でやはり一番小樽市で西東とタンクがある中で、企業の中でもある程度こういった形で、機能別というのですね、それに災害に応じた連絡網があって、どういった経路で消火するというマニュアルもございます。今後ともそういった機能別団員、機能別分団、これに関して有効な手だてがないかと私も思っている一人なのです。ここで入団する消防団員もだんだん少なくなっているという現状なのですが、女性の団員について、現状をお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）村岡主幹

女性消防団員のお尋ねでございますけれども、本市におきましては、平成2年から女性消防団員を採用してございます。現在64名の女性消防団員が入団し、高齢者宅への訪問や火災予防期間中の広報活動を行ってございます。現在、本市の総団員数に対する女性消防団員の割合は12.8パーセントでございます。国が一定の目標としている総団員数の10パーセントに達している状況でありますけれども、予防活動の重要性がますます高まっており、また、高齢者世帯が多く、人口における女性比率が高い本市の特性を考えたとき、女性消防団員の活動の場は多く、募集枠拡大等についても消防団関係者と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

ということは、今後も女性団員は増える可能性はあるということで承知しておいてよろしいのですね。

○（消防）村岡主幹

現在12.8パーセントの女性消防団員でありますけれども、今後は、女性消防団員の制服の支給のところの関係もございまして、なかなか一挙に増やすということができない状況でございますので、今後また検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員

要するに、制服が整えば増えるということでよろしいですね。

（「違う、違う」と呼ぶ者あり）

わかりました。それでは、女性の団員が増えるということで私も内心は喜んでいるのですが、この機能別分団・団員、この導入の予定はあるのかどうか、そこら辺お聞きします。

○（消防）村岡主幹

本市におきましては、現在、火災・災害・予防広報等すべての消防団活動に対応する基本団員の増員を図っているところであり、部分的な活動を行う機能別分団、機能別団員の導入については、今後、消防団関係者とともに協議を進めてまいりたいと考えております。

○山田委員

◎火災現場における消防団員の招集について

最後に、昨年から消防団員を火災現場に招集することに対して、連絡が携帯電話からされるようになってきております。その出勤状況がもしわかれば、今年もちょっと火災が多いので、大体押さえられているのでしたら、そこら辺お聞かせ願いたいと思います。

○（消防）村岡主幹

火災現場における消防団員の招集につきましては、2 次火災出動により、消防団長、副団長に消防本部から連絡が入ります。また、サイレン等により火災を知った分団長、副分団長等からそれぞれ所属団員に連絡招集し、消火活動等を行っているところでございます。従来は固定電話による連絡が多かったわけですが、現在は携帯により連絡している状況と聞いております。

なお、個々の火災における分団の連絡方法においては、私どもちょっと承知しておりません。各分団により個別に連絡網がつけられ、連絡されているものと承知しております。

○山田委員

本当に消防団はそういった面でもやはり携帯電話、通常の固定電話よりもお金がかかるわけですが、こういったボランティアを今後もいろいろとする状況が多々あると思いますが、もしそういった補助が何らかあればそういったのをできないかどうか、お聞きできればと思います。

○（消防）村岡主幹

火災等災害現場における招集につきましては、特に定め等はございませんので、委員がおっしゃる携帯費用等については考えてまいりたいというふうに考えております。

○消防本部次長

今、主幹から話しましたが、いろいろな連絡の方法を各分団でそれぞれ考えておりますけれども、この携帯のそういった費用というのは消防団員報酬がありますので、そういったものも含めて報酬が出されると御理解していただきたいと思います。

○山田委員

財政が苦しいところを、本当に前向きな答弁ありがとうございます。

◎火災現場における無線等の連絡について

最後になりますけれども、火災現場、それにおける無線の連絡、これも先般一般質問でお聞きいたしました。現状どういうふうになったか、そこら辺、最後の質問として伺いたいと思います。

○（消防）村岡主幹

火災現場における無線等の連絡につきましては、2 次火災出動と同時に現場に消防本部主査が消防団の無線を携行し、現場におきまして参集した消防団、消防本部、それから消防本部現地指揮者、この三者間の連絡等を行ってございます。

○山田委員

今後とも迅速な、そういった対応、これもやはりこういった無線機器、これの普及によってなされると思います。一刻も早くそういった避難、消防に関して整備がされ、今後ますます活躍されることをお祈りしまして、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋山委員

初めに、報告のあった事項について質問いたします。

◎特殊勤務手当の削減について

最初に、小樽市の新行政改革の報告に関して、2 ページにあります（４）定員管理及び給与等の適正化という部分の④特殊勤務手当の削減というところなのですけれども、ここに15パーセントの削減をしたというふうになっておりますけれども、最初にこの特殊勤務の全体の数というのは幾つぐらいありますか、お知らせください。

○（総務）職員課長

約62あります。

○秋山委員

この15パーセント削減というのは、今お話があった62の特殊勤務の数を削減したのか、特殊勤務手当を15パーセント削減したのか。

○（総務）職員課長

この15パーセントというのは、特殊勤務手当のそれぞれの額がございますが、すべての特殊勤務手当に対してのその金額を15パーセントを一律カットしたということです。

○秋山委員

そうしたら、今後、この特殊勤務というのは、そのままその数を残していくのか、また今後検討して縮小していく考えなのかという今後の考え方について、お聞かせください。

○（総務）職員課長

基本的には15パーセント一律カットというのは、16、17、18、3か年度間、財政健全化のためにする一律カットする。現在、19年度に向けていわゆる特殊勤務手当、本来的には危険とか、汚れるような作業とか、実質上そういうものにかかわった部分についての支給ということでございますので、定額のもの、いわゆる100円とか100何ぼとか、そういう細かい部分は当然給料に含まれているわけですが、そういった観点から、種目別に廃止を含めて19年度に向けて検討していくということになっています。

○秋山委員

わかりました。

◎市営プールについて

次に、市営プールについてお伺いいたします。

描かれていないということは、民間が行う事業であれば採算が合わないところはやらないのだろうということで、つくるという方向性は考えられないのではないかとというふうに聞いておりました。それで、現在、この市営プールなのですが、小中学校の体育授業として使われているのかどうか。それと、体の不自由な方、身体障害者の方々の利用状況、また、高齢者の方がプールの中を歩いて健康維持のために利用しているというその状況、それと、あとはただ単に水泳が好きだからという愛好家の方、それぞれの利用状況についてお知らせください。できれば人数をも含めて。難しかったら後でいいです。

○（教育）室内水泳プール館長

まず、1点目の室内水泳プールにおける学校での授業の利用でございますが、現在、小学校で5校が利用しております。年間17回、514名の児童が水泳学習に参加しております。

それから、2点目の身障者の利用の関係でございますが、これにつきましては平成16年度ですが、年間約2,888名の利用がございまして。それから、高齢者の部分ですが、これも平成16年度ですが、約9,055名。それから、一般使用の方ですが、約1万5,500名というふうになっております。

○秋山委員

済みませんが、市営プールというのは、ほかに高島小学校のみでしたか。

○（教育）室内水泳プール館長

通年利用できる温水プールという性格からいきますと、室内水泳プールのほかには高島小学校の温水プール、もう一か所だけということになります。なお、冷水プールという形で設置されている学校プールについては、あと5校に設置されております。

○秋山委員

その学校の冷水プールは民間の方も利用しているのでしょうか。

○（教育）室内水泳プール館長

冷水プールにつきましては、やはり夏場しか使えないということもございまして、ただ夏休み期間 9 日間ですけれども、一般に開放しているということをやっております。

○秋山委員

そして、先ほど教えていただきました利用状況というのは、駅前の市営プールのみですか。

○（教育）室内水泳プール館長

先ほど説明しました人数につきましては、駅前の室内水泳プールの人数でございます。

○秋山委員

では、民間のプールというのはどのくらいあるのか教えてください。

○（教育）室内水泳プール館長

まず、民間のプールでございますが、市内に 4 施設ございます。

○秋山委員

やはり市営と民間では料金は違うのかと思いますが、料金は押さえられておりますか。

○（教育）室内水泳プール館長

民間の料金でございますけれども、基本的に年会費といいますか、そういう会員制をしているところが多いです。ただ、あいた時間などを利用した一般開放も行っている状況にありまして、安いところでは 600 円ぐらいから、高いところでは 2,000 円ぐらいまでの料金設定がされているように聞いております。

○秋山委員

現在、駅前プールの場合は 5 校が利用している。そのほかに学校は体育授業として民間のプールを利用している学校もあるかと思うのですけれども、その状況をお知らせください。

○（教育）室内水泳プール館長

御指摘のとおり、民間の 4 施設におきましても、それぞれ場所的に近い学校などが利用している状況にありまして、まずウェルビーという施設におきましては 2 校、サンフィッシュにおきましては 7 校、コナミスポーツについてはございません。それから、朝里クラッセホテルでは 1 校という実績がございます。

○秋山委員

この場合の料金はどの程度に設定されていましたか。

○（教育）室内水泳プール館長

この場合、学校の授業に使うときには通常の料金設定ではなく、市がその分を負担するという形をとっているというふうに聞いております。その場合の 1 人当たりの負担金額ということでは、ウェルビーとサンフィッシュにおいては児童 1 人当たり 300 円、朝里クラッセホテルにおいては 1 人 400 円を負担するという形をとっております。

○秋山委員

今お聞きただけで、もうかなりの方が利用されている。確かに小樽市の状況を見たときは、経済効果がある方向で駅前が活性化されていくことが望ましいのですけれども、今後の方向性を見たときに、小樽は財政的に厳しいので、新たなプールというのはちょっと考えられない状況にあるかと思います。そうなったときに市民に、高島といたら、高島にいる方に申しわけないですが、何か遠いというイメージ、さっき考えたらバス 1 本で行けるのですね。でも、今まで歩いてきた方にとると遠いと、バス賃をかけて乗っていかなければならないということで、やはりある程度説得力のある納得のいく方法を示した上で、きちんと周知していかなければならないのではないかとこのように考えるのですけれども、この点いかがでしょうか。

○（教育）室内水泳プール館長

確かに委員御指摘のとおり、現在の駅前の交通の便の非常によいところに立地しているという状況から、高島の方に通うということになると、非常に御不便をおかけするのではないかとはいえますが、何とか現在のサービス水準をできる限り維持するような形で、既存施設なりの受入れを今後検討していきたいというように考えてございます。

○秋山委員

高島小学校もやはりこの程度の利用度はあるのではないかと思います。そうなったときに、市民意識として安い、民間は高いというのがしみついていて、やはり市営の方に行きたいというふうになったとき、かなり利用が制限されてくるのかとも考えられますし、そういう点も考慮されて、よりよい方向で示していただければというふうに考えています。今の段階ではその程度で終わらせていただきます。

何とか頑張ってください。

◎学校評議員制度について

続きまして、教育委員会に評議員制度について伺いたいと思います。

小学校は28校、中学校14校、これ現在、すべての学校に設置されているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校評議員制度は、今おっしゃったように小学校28校、中学校14校すべての学校に配置されてございます。

○秋山委員

定数はどのように決められているのか、また、年齢等の考慮をされて決められているのかという部分はどのようなのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

定数につきましては、学校管理規則の中で5名以内という形で決められてございます。現在、総数的には174名の方が委員に委嘱をされて、それぞれ校長の諮問を受けてございます。年齢構成につきましては30代から80代までという中で構成されてございまして、多いのが50代、60代、70代という中で75パーセントの比率を占めております。

○秋山委員

それでは、この人選は校長の考えによる、それで決められたということなののでしょうか。

○（教育）学校教育課長

これは地域の幅広い意見を聞くという立場から、よく学校を知っている方という中で、知識なり経験なり地域をよくわかっている方ということで、校長がそれぞれ推薦をされまして、教育委員会の方から委嘱するということになります。

○秋山委員

任期はどのようになっているのか、再任は妨げないのか、また、評議員会の開催時期は定例化されているのか、そこまでお願いいたします。

○（教育）学校教育課長

任期については1年間ということになってございますし、再任は妨げておりません。開催につきましては、これは先ほども申し上げましたように、校長先生が自分の学校の運営とか、それから児童のことについていろいろ聞きたいとか、そういった諮問をする立場から、委員一人一人にその課題について諮問する場合もございますし、合議ですする場合もございます。そういった中で開催日時というのは決められてございませぬけれども、大体昨年からの関係からいきますと2回から3回、多い学校は6回ぐらい、合議制も含めて開催をしているという状況になってございます。

○秋山委員

この評議員制度を取り入れてどのような効果が上がっているのか。状況は入っているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

評議員制度を平成16年度から取り入れて2年目ということになってございますけれども、学校にはその都度アンケートをとってございます。そういう中で成果があったという形とか、それから全く成果がなかったという学校はございませんので、成果があったという学校がほとんどを占めてございますし、そういう中では一定程度学校長も、先ほども申し上げましたように学校経営とか教育活動全般、それから保護者とか地域の連携について、やはり成果があったと思っております。

○秋山委員

話し合われたことは公開されるのでしょうか。

○教育長

中身によりまして、生徒指導関係等に立ちましたら、委員と校長とのかかわりでどういうふうに扱っていくとかを話し合いますし、それから学校によりましては学校だよりの中に、このような話題が出ていましたとか、そういうのを公表している学校もございます。ただ、その中身の公表、非公表につきましては、学校長の思いでいろいろ工夫しているのが現状でございます。

○秋山委員

先ほど、任期は1年間だけれども再任は妨げない、校長が人選される。何か申しわけないけれども、固定化されていくのではないかという思いを感じるのです。地域に開かれた学校運営という形で取り入れられた制度ではなかったかと思うのですが、何となく偏見かもしれませんけれども、民生委員にしても、すべてのこういう公に絡んだ仕事を受け持つ方は特定の方に絞られているように感じられます。とすると、なかなか地域内の声というのは届きづらくなってきて、どちらかというと保守的傾向性の方が多いように感じるのですが、そういう部分はどのように考えられておられますか。

○（教育）学校教育課長

確かにおっしゃるように、地域の幅広い声を聞くという観点から、PTAとか、それから民生児童委員とか、町会関係者の方、そういった方々が選任されるというのは多うございます。ただ、その中でも、昨年からやっていますのであれですけれども、今年は自分たちの学校の校区外からも5校ぐらい選任されているケースもございますので、この制度が定着していけば、そういった委員がおっしゃるような形でなくて、我々も言っていますけれども、なるべく若い方を選任していただきたいという思いもございますし、そういったことを常々申されてございますので、そういう中で少しずつ改善をされていくものだというふうに考えてございます。

○秋山委員

まだ16年度、17年度と始まったばかりですので、この制度の推移を見ていきたいと思います。

◎まち育て出前講座について

出前講座の話、この制度ができてから何年目に入っているのかという部分と、利用度はどの程度なのか、活用度の高い講座はどういうところなのかというところをまずお知らせください。

○（総務）広報広聴課長

まち育て出前講座に関しての御質問ですが、この制度ができましたのが平成13年6月ということになります。それ以降の利用実態についてでございますけれども、まずメニューから申し上げますが、平成13年度が80、14年度が81、15年度が61、16年度が64、17年度が66というメニューを持って実施しております。

あと利用実態でございますが、直近の16年度では71件、利用された人の数が2,654人という結果になっております。

あと利用頻度の高いメニューということになりますけれども、16年度の実態から申し上げますと、総合計画の分

類に基づいて分類してございますけれども、比較的多いのが市民福祉、それから生活環境にかかわるものが多くなっております。

○秋山委員

この利用の案内というのを見ましたら、「メニューにない場合も御相談ください」というふうになっておりますが、どの程度まで相談に乗れるのでしょうか、その内容。

○（総務）広報広聴課長

このメニューにつきましては、当初、私どもで想定した市民の皆さんが聞きたいだろうというメニューを考えてございます。しかしながら、それぞれの担当所管で持っている業務に関することであれば、市民の皆さんとの話合いの中で説明することができますので、業務に関することであればすべてと言ってもよいかと思います。

○秋山委員

この出前講座、市民から見た場合、役所の仕事、皆さん一生懸命働いているのになかなか仕事の内容が見えてこないという部分で、職員の方が出向いていって、お互いに交流を図っていく中で研さんするという制度で、素晴らしい制度だと思っております。

◎自治基本条例の考え方について

実は今年度、小学校の適正配置の問題を通して、若い世代の中に市に関する関心事、目が向けられつつあるのではないかというふうに感じる事が多々ありまして、それらの方々とどのようにして勉強していったらいいのだらうという声があったときに、どうぞ出前講座を利用してくださいというふうにお話をしていたのですが、こういう問題を機に一応出前講座の活用をして市のことを勉強してほしいという思いとともに、小樽市に市民を含めた形で自治基本条例というのがあったら、もっともっとお互いにつくり上げて、小樽のよりよい方向性が見えてくるのではないだろうかとというふうに考えまして、御存じのとおり、今度、総務常任委員の皆さんで勉強をしに行くのですが、代表質問だったのか、一般質問だったか、他会派の議員が質問していたときに、あまりいい雰囲気での答弁ではなかったのです。小樽市として、自治基本条例に関してどのようなとらえ方をされているのかという部分を、まずお聞かせください。

○（総務）企画政策室東田主幹

自治基本条例の考え方という御質問だと思いますけれども、自治基本条例というのは皆さん御存じのとおり、北海道ニセコ町が全国に先駆けて平成13年4月に条例を制定しました。これを皮切りに全国の自治体の中で、現在、取組がなされております。実際には、今年度までの間では、条例が制定されたのは23自治体というふうに聞いていて、あとその2倍から3倍が検討中ということになっております。どの自治体の条例が素晴らしいかという問題ではなくて、自治基本条例という名前のとおり、自治のあり方についての定めをしたい、ルール化したいという都市の考え方に基づいて、それぞれの自治体によって非常にバリエーションがある。ですから、画一化されてはいないわけです。ただ、その目指すところというのは最高規範、いわゆるまちの憲法だという言い方をしています。それぞれの条例を制定したところは言われております。

そういう意味では、実際の状況によって方向性が違うということで、条例に反映されるように何とかつくっていくとはしているわけですが、市長が答弁申し上げましたとおり、その前段には実は、まちづくりの基本条例、自治基本条例と2種類の名前の言い方あって、その考え方というのは必ずその目的というのがあって、その一つ目のところでまちづくりというものの基本的な考え方やルールを定めて、市役所と市議会と市民の役割や責任を明らかにして、市民が主体の自治の実現を図るとというのが目的というふうに記されているものが多くあります。多くあるという言い方というのは、それをわざと外しているものもあるわけです。その条例を制定している自治体がほとんどでございまして、各種の条例の、さっき言ったとおりまちの憲法だというふうにして位置づけようと、位置づけているということでございますので、そういうところもある。

しかし一方で、市長の答弁の中にもあったとおり、この条例の行方を見守っている自治体というのが数多くあるわけです。最高規範だともいわれているのだとしたら、やはりそれに倣っていくのが普通かと思われるでしょうけれども、先ほど申し上げたとおり600からある市のうちの23とか、非常に少ないところもありますので、前回は答弁申し上げたとおり、単に住民参加の保障という観点だけではなくて、自治体経営の基本方針とか、行政の基本的規範という意味合いもあるものですから、現在、全国市長会の中においても全国の自治体の行方を見るとか、賛否両論が出ているというのが現実でございます。

その意味からも、私も小樽市としては、これまで何人かの委員の中から御質問いただいていますけれども、先例自治体における実践状況を見ながら、例えば平成13年のニセコ町が今4年たったと思いますけれども、どのような行方にあるのかとか、昨年8月に制定した多摩市なんかの場合も、これはちょっとプロセスが魅力的なものですから、そういうところの勉強とかをさせていただいて、条例制定の必要性も含めて引き続き検討してまいりたいと思っております。

○秋山委員

今お話に出ましたニセコ町が1番目だったというお答えで、ああ、あそこはまよりのいいところで作りやすいという感覚でいたものですから、こういう問題に対して自分自身もこういった目で見えておりました。もう小樽の財政的問題とかいろいろな面、また、学校適正の問題を考えましても、また、市長の人口に見合ったまちづくりというお話からも、役所の決めたことというのは何となく抵抗感が強いということで、時期を見て、みんなで何年かかっても年数をかなりかけてじっくりと詰め合って作り上げていく方向性も必要かなという、今そういう思いでいるものですから、小樽の状況をお聞かせいただきました。絶対否定するものでないというお答えだったものですから、また、これも私方ももっとしっかりと勉強しながら取り組んでまいりたいというふうに考えます。答えは要りません。

◎今年の火災について

最後に、消防本部の方に聞きますが、素人目に最近身近に火災があると、ずいぶん今年は火事が多いというふうにとらえるのですけれども、例年と比較して今年の火災の数というのはどんな状況なのでしょう。

○（消防）予防課長

火災の件数でございますけれども、9月30日現在で集計しておりますけれども、全体で75件発生しております。昨年同時期73件ですので、2件の増加という形になっております。ただ、今回、建物火災、これが非常に多くなっております。75件のうち43件が建物火災ということで、前年比からいいますと12件の増という形で、特に建物火災が多くなっています。さらに事業所、いわゆる会社関係、この大規模な建物の火災が今年は多くなっているという状況で非常に多く感じるということでございます。

○秋山委員

比較して73件で2件ぐらいの違いだから、大したことないとは言えないですね。だから大きな問題だとは思いますが、たまたま自分が第一発見者だという方がおまして、身近なところで近年にない真っ赤な空を見たときに本当にびっくりしまして、もう裸で、それこそ御主人があちこちの戸をたたいて歩いたそうなのですが、ほとんど反応がなしという状況を見てがく然としたという声も聞いておまして、そのときにとっさに119番が出てこなかったというのです。

先週でしたか、私も銭湯に介護中の親を連れていったときに、男性のお風呂でやはりおじいちゃんが倒れたのです。救急車を呼んでくれと言っている叫び声とともに何番だったかと、要するにいざというとき番号が出ないので、私1回、110番かけたのだけでも。

110番、火事じゃない方。やはり何といったって、慌てる、冷静のつもりでも、いざとなったら出てこないという現実を聞いたときに、見たときに、やはり改めて高齢者の増えていく中に、ステッカーは何回も何回もお配りして

いるのかとは思いますが、再度こういうものを含めていく必要性もあるのかなというふうに感じました。

また、そのときに、うちの近くは入船 1 丁目 4 番ぐらゐの火事だったと思うのですが、かけた人は住ノ江なのだから、住ノ江 1 丁目とかと自分の住所を言っているとか、本当に混乱するのです。そういう意味で身近な問題として対応策も考えていく必要があるのかなということと、あとこれは大きい火事をくぐってきての教訓などがございましたら、最後にお願いします。

○（消防）予防課長

委員もおっしゃいましたとおり、いざとなったらなかなか 119 というのも出てこないということで、長年、広報の中で、電話の付近に 119 の番号を書き、さらに自分の住所、そして付近の大きな建物はどういうものがあるかというものを電話の付近に置いてくださいと昔からずっとやっているのですが、いざとなるとなかなかできないという状況でございます。

さらに、今回大きな火災があったということで、教訓でございますけれども、なかなかうちの方も教訓としてとらえづらい部分がありますけれども、先ほど申し上げたように非常に住宅火災が多くなっているという状況がございますので、火災原因についての特徴的なものがないですね。だから、なかなか広報もしづらいという部分がございますけれども、これからさらに火災の発生が非常に多くなるという時期でございますので、これから秋の火災予防運動、さらに歳末の火災予防運動、これらを通じまして年間 3 回、小樽消防 119、またチラシ等を含めまして、さらに FM 小樽におきましても、火災予防の報道を 9 月に 3 回していただいております。このことをさらに報道の依頼等をかけまして、市民の皆さんには防火の意識を啓発してまいりたいと思っております。最終的には市民の皆さんそれぞれの自覚の中で火災予防に努めていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

ここで済みません、委員長から教育委員会に一つ確認がありますので、お答え願いたいと思います。

北手宮小学校の関係で先ほどの菊地委員とのいろいろなやりとりの中で、教育委員会としましては北手宮小学校と話し合いをされた段階の中で、先ほどちょっと出たのですが、複式学級になってもいいので構わないでくれというような話があったので、そのような話があったのかどうかについてだけ、お聞きしておきたいと思います。

○教育部長

北手宮小学校の説明会の席上で、保護者の方からそういうお話は出ておりました。

○委員長

わかりました。

それでは、この際暫時休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 3 時 30 分

再開 午後 3 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

○上野委員

◎駅前第 3 ビルのプールについて

先ほど菊地委員から、また秋山委員から出ました、今日、プールのことについての宗形館長から報告事項がござ

いました。

これは私も、今日初めて、各委員も今日初めて聞いたというふうにお聞きしています。大変ショックだったのですよ。何でこういう言い方しかできないのかなと。何でこういう言い方というか、文章的にといろいろ考えがございすけれども、端的に言うと、あの駅前のプールはもうなくなるから、漸次高島小学校、また民間の方を御利用してくださいというような言い方なのです、はっきり言って。端的に言うのだよ、端的にね。私たちは、やはりもっとこういうことに対しては、もう少し市民の、あそこを利用している、先ほど秋山委員の質問の答えで約4万人ぐらいの利用者があるのです。そのうち学校の生徒とか、それから障害者の方たちが3割から4割を占めている施設なのです。

私は、あそこはスポーツ施設とは考えていません。生涯学習の場というふうには私は見ているのです。例えば生涯学習のことも質問したかったのですけれども、そのものに対して、それは再開発だからなくなるのも、それはわかります。あそこにプールをつくるといったら、小樽市でまた何億円とか金を出せと言うのだから、つくることも可能だと思います。敷地がないとか、面積が少ないのなんて、あれは理由になりません、そんなの。小樽も金があれば、我々も出しますので市民のためにプールつくりますと言えはできるけれども、財政事情が悪いので、これは言えないのはわかりますけれども、もう少し、これは教育委員会が今日報告したのですよ。建設部が報告したらわかりますけれども、人の心をつかまえて優しい教育をしなさいとさっきから教育長も答えているのでしょう。

私は、やはりこういう報告においてはもっと利用者の、これは利用者はまだ知っていないと思います、きっと。これは知っているのですか、利用者。後から答えてください。利用者にもまだこういうことを言っていないでしょう。初めて今日言ったものですからね。そうすると、今日、新聞社もいますけれども、これは新聞に載りますよ、プールがなくなりますと。私、そういうのではなくて、やはりもう少し優しく、今、第3ビルの再開発をやるに当たってはプールを存続したいけれども、財政がかなり状況的には大変とか、我々も努力しますけれどもという前段から入ってもいいのではないですか。いかがですか、それ。教育長、それちょっと答えてください。やはり教育委員会の代表は教育長ですから。館長に言えば、館長はそんなもの棒読みで読んだのですから、さっきの文章を。そういう気持ちが入っているか入っていないか。

○教育長

先ほどお話ししましたように、昭和51年のときには市が主体になって駅前の開発を進めてきたのですが、今回の場合には、市が主体というよりも民間が主体になってお話を、準備会で協議を進めてきたところでございますので、そういう状況を踏まえて、今回そのような言い方をさせていただいたところです。

上野委員におかれましては、大変感情的に、私どもの話の仕方がきつかったように受け取られますが、一応、私どもとしては計画を含めまして、この場で説明させていただいたところでございます。

○上野委員

ちょっと私の答えになっていないけれども、本当にやはりこういう問題というのは、また行政が一方的にそう言っているのかと言われてしまうのですよ、残念ですけれども。統廃合の問題もそうですね。適正配置の問題も結果的にこういうふうになったのですよ。やはりプールだって市民が今まで何万人の人があそこを活用していた施設でございす。先ほど言ったように、あそこは生涯学習の場なのですよ。あそこはプールと言いながらも何秒を争うスポーツの場ではないのですよ。そういうことを担当している部署が、教育委員会がさっきみたいに「もうあそこはなくなります。はい、高島へ行ってください」とか端的に言うということは、もう少し心温まる言葉で、文章で表現して、これはすごい大事なことです。まず前段です。これは先ほど館長が言ったように、結果はまだ出ていません。結果的にはまだ出ていないけれども、今そういう方向だということはもう認識していますので、これはまた次の機会に私からも聞きたいと思いますので、突然出た話でございすので、もう少し言い方があるのではないかと、そういうことがやはり教育委員会の指摘される面なのです。優しくしないと、教育長、そういう場でし

よう、教育委員会というのは。心が通じないようなことはだめです、と思います、私は。どうぞよろしくお願いいたします。

◎生涯学習の方向性について

それで、生涯学習、私も社会教育の方を長くさせていただいて、社会教育の面、これはもちろん生涯教育でございますけれども、今、小樽の方向性がちょっと見えないのです。先般、予算特別委員会ですか、教育委員会の2部制が1部制になったというので、その辺が現実的に見えてこないのではないかなと思いますけれども、現在、生涯学習というので、どういう方向性で進んでいるか、簡単でよろしゅうございますので説明願います。

○教育部品田次長

社会教育の関連の方向性でございますけれども、私どもは重点的には3本ほど掲げてございます。まず、生涯各期における自主的学習の機会を拡充して、生涯学習社会、これの創造に努めていくと。2点目といたしましては、その豊かな郷土文化を継承しまして、市民文化の創造を目指す、そういう活動促進に努めると。3点目といたしましては、明るく健康的な生活を目指して、生涯スポーツの推進を図っていく。大きくはこの3点でございます。

○上野委員

現実的に今そういう学習の場を、小樽の教育委員会としては持っているか。過去にはいろいろ持っていたと思うのですが。今、現実的にどういう方向性で、文言ではなくて、現実はどこでやっているかということをもしわかりましたら教えてください。

○（教育）生涯学習課長

生涯学習の領域は大変広うございまして、社会教育において文化・芸術あるいは文化財、スポーツ・レクリエーションという分野までが生涯学習の領域に入るわけでございます。

私ども実際にやっております事業を説明申し上げますと、例えば生涯学習ボランティアリーダーと、これは市民と非常に結びついた事業でございまして、さまざまな分野で活動されております市民の方、いろいろな知識を特にお持ちの方がいるかと思いますが、そういった方々をボランティアの指導者として登録していただきまして、それを市民がグループでもって学習するときに、そういったことを活用していくといった事業でございまして、現在、登録者数で言いますと、個人が217名、それから団体が21団体ほどございまして、この数は年々増えてございます。それで、特に市民側からこの活用の度合いというのを見ましたら、16年度の実績で言いますと約2,500回くらい、延べの人員で言いますと6万6,000人の方がこの事業、制度を活用しているといった状況でございます。

○上野委員

数字的にも私も若干それは知っているのですが、継続してやっているのだということも、今の説明とかいろいろな活動の場でわかりました。

またもう一点ですが、これもちょっと、今から五、六年前でしたか、学社連携とか学社融合という文言が教育委員会の中では大変重要視されたのですが、それについて、これは社会教育の方から出た言葉だと思うのですよ、学校教育でなくて。生涯教育の方から出た言葉でございしますが、こういうことに対して、今現実ではどういうふうになっているかということをお答えください。

○（教育）生涯学習課長

学社融合・連携という、学校それから家庭、地域の中での社会教育との融合の中での事業としまして、今年の4月から実施してございます「子どもの居場所づくり推進事業」といったものが発足してございます。この事業につきましては、毎週土曜日の午前中、小学校28校すべてにおいて、子供方に学校開放ということで学校に来ていただいて、その中に地域のボランティアの方が子供の安全を見るといった部分と、それからいろいろな大人が持っている知識・技術、そういったものを使いながら、子供と一緒に遊ぶといった両面を持った事業を今展開してやっております。

○教育長

上野委員の御質問にお答えいたしますが、学社融合とか、学社連携とか、言葉はいろいろと飛び交っているのですが、小樽の現状を話しますと、学社連携という言葉がふさわしいのではないかというふうに考えてございます。

まず連携して、学校教育と社会教育が連携して、まずお互いの役割をきちんと済ます中で、手をつなげるところはつないでというのですから、これは学社連携でありまして、融合となりますとまたもっともっと複雑に絡み合っており、お互いの担うべき役割、例えば大学で言う単位がそれに属するとか、そういう複雑な絡みの中で進めるのですが、まず学校教育、社会教育それぞれの役割を、自分の役割を十分担って、そして、まず一緒にやれるところはやろうという押さえてございますので、小樽の場合には学社連携ということですので、代表、一般質問で出たときには、あえて学社連携という言葉で答弁させていただいているところでございます。

○上野委員

これは、本当に文部科学省が文部省のころから、この問題を日本にかなり普及させるつもりで運動を進めてきて、今若干ちょっとこれがもう安定しているというふうに見ていると思うのです。けれども、これは基本的な大事なことなのです。学校教育と社会教育がきちんと連携していかないと、いろいろな問題が起きてきますから。統廃合の問題もそうですから。決して学校教育だけの問題ではないですから。地域の教育の話、社会教育もあるし、家庭教育の話、そこがきちんと、今、教育長は連携もいいですけども、そこをきちんと融合していかないと、そこにやはり地域との協力の問題も起きてきますので、ぜひこれ、今、教育長が言ったとおりそこをきちんと踏まえて教育委員会全体でやっていくという姿勢で、今後進んでほしいと。そこにやはり心の触合いが出てきますので。どうも今まででいくと学校では学校教育というセクトがちっと、特にこの一、二年間、こういう学校統合とか学校のいろいろなものになった、そういうときこそそういうことをきちんとやっていけばもっともっと道が出てくると思うのです。ここのところお願いいたします。お願いしますので、いいですか。

○教育長

よろしいです。

○上野委員

◎体験学習等の支援について

次、皆さん御存じのとおり、「小樽職人の会」というのがあるのです。いろいろな小樽のそれぞれの得意分野を持った方たちが会をつくって、全国的にいろいろ活動しています。そのメンバーの方たち、全員ではございませんけれども、平成 9 年から小中学生を対象に体験学習授業というのをやっているのです。これは全道はもちろん全国から、例えば小学校はこの地域でございますけれども、中学校の校区関係の方は小樽まで修学旅行に来ます。高校生も一部入っていますけれども、昨年度 7,000 ぐらいの人が体験学習をやっているのです。これは体験型観光の、もう本当に他の都市ではやっていないことを小樽ではやっているのです、実際。ニートとかそういう問題とか、全国で起業家教育とかキャリア教育といろいろございますけれども、そういうことを今やっている団体、精力的に動いているのです。

それでちょっとお聞きしたいのですけれども、一つはこれは総務部だと思うのですけれども、やはり 1 回に、1 日に 300 人とかという場合もあるのです、学校が 3 校ぐらいになると。そうしたら、その授業をする施設がないのです。今年もちょっと総務部の方をお願いして行ったのですけれども、今日は経済部がいませんけれども、やはりこれからの観光を含めて、人づくりを含めて全道に発信している事業をやっていますので、そういうことを、今後、その箱をそういうことをできるものを考えていただけるか、これは教育委員会も絡みますので、総務部の方からまずそれを答えてください。部長だね、やはり。

○総務部長

昨年、違う部署にいたときにちょっとお話を聞いたことがあるのですけれども、結論から申し上げますと、総務

部の方でいろいろ用意するというよりも、職人の会という一つの物づくりとか体験学習の場の中で、そういった大量に受講される子供たちの受入れについて、そういった事務局の方々と予定なりなんなりを含めて、それから今までのケースをちょっと見させてもらって、経済部なりと話し合いをしながら、適当なそういったものがあるのかどうか、あるのであればそういったもので、低額の料金を借りられるものかどうかを含めて、経済部とちょっと打合せをさせていただきたいと思います。

○上野委員

それに関連してですが、NPO北海道職業技術大学校が経済産業省からの委託事業で地域自立民間活用型キャリア教育プロジェクトの採択を6月に受けているのです、この団体が。そして、今まで以上に国の方から積極的にやってくれと言われていたのです。それに対して、これはまだ小樽市も教育委員会もあまり意識がないと思うのですけども、これも担当者からもまた進めさせますけれども、この事業に対してどのような支援協力体制を組んでいたかちょっと、わかる範囲内でよろしいので。わからなければいいですから。

○（教育）指導室寺澤主幹

地域自立民間活用型キャリア教育プロジェクトについてですが、これについては産業振興課が担当しております、小中学校の校長会で、産業振興課の方で説明会を開きまして、現在、西陵中学校、それから市内の高等学校において取り組んでいる状況でございます。

教育委員会といたしましても、今後も積極的に協力していくように各校長に指導してまいりたいと考えているところでございます。

○上野委員

これは教育委員会だけの問題でございませんで、各部署とも、教育委員会がそういうふうになんか認知していますので、どうぞほかの部にも積極的に働きかけて、やはりこれは一つの産業のこれからの将来につながっていきますので、よろしくお願いします。

これに関してもう一点、文部科学省、北海道教育委員会でも、本年から3か年の予定で、4支庁に「北海道キャリアスタートウイーク」、これは中学校で5日間連続でインターンシップを行う授業なのですが、本年は石狩、渡島、上川、十勝の4支庁で行われているのです。これに対して小樽市の教育委員会として、今後これに参加する意欲があるか、意向があるかないかということをお聞きしたいのです。これわかりますでしょう。

○（総務）指導室寺澤主幹

「北海道キャリアスタートウイーク」についてでございますが、本市の市内の学校において、教育目標の1番目に「働く子供」を掲げている学校もございます。また、小樽市の地域の特性から考えても、キャリア教育というのは非常に大切なものと受け止めております。

ただ、キャリアスタートウイークについては、「地域すべての中学校が特定の学年で職場体験を5日以上実施する」となっておりまして、このことが原則となっておりまして、このような環境を整えることができるかどうか、今後、校長会と相談しながら勉強していきたいと思っております。

○上野委員

これ本当に新しい教育の発掘だと思うのです。ですから、いろいろなことがございまして、やはり新しいものに積極的に取り組むということが教育の前進になるかと思います。どうぞ私もこれはいろいろな情報的にかかわっているもので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう私も終わりますけれども、最初に戻しますけれども、心温かい教育委員会になってください。それが一番大事ですから、そうすると市民はついてきます、小樽の人がついてきますので。先ほどの冒頭のような、ああいう報告をされれば温かい教育委員会はないと思いますので、これは答えは要りませんで、最初に戻しまして、私の質問を終わります。

○委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（勝）委員

私の方からは、今回、報告とそれに関連して何点か。それから、アスベスト調査について何点かお伺いします。

◎財政再建推進プランの進ちょく状況について

それではまず、今回、小樽市新行政改革実施計画（第3次改訂）の進ちょく状況について報告がありました。それで、先ほど3次計画がさらに財政再建計画の中に連動していくという報告を受けました。そのことを聞こうと思っていたのですが、これは先ほど報告になりましたから。それで、具体的な中身で若干教えてください。

◎施設の統廃合等の検討について

3ページにあるところの公共施設の管理運営等の見直し、ここに具体的に主な実施状況等にかかれた項目とそうでない項目があります。

それで、一つ聞かせてください。38「施設の統合等の検討」と、こういうふうになっていますけれども、この検討の内容と結果についてお知らせください。

○（総務）中田主幹

ナンバー38の施設の統廃合等の検討につきましては、実施計画の中には、各施設について他の施設との統合や譲渡、貸付けや廃止などを含め、さまざまな角度から検討を進めるという9項目としてございます。実際に16年度に行ったことですが、今年の4月から中央保育所が民間譲渡されていますけれども、それに向けての種々の検討を行ったのが、まず一つ。それともう一つ、具体的には小樽公園再整備の市民の懇談会を踏まえて、再整備の素案みたいものをつくっていますけれども、そういうものをこの中で実施済みということで位置づけてございます。

○佐々木（勝）委員

16年度の部分ですね。ちょっと関連するということで、その35項目の検討内容のさらに具体的な内容は今お示しできますか。

○（総務）中田主幹

今後のことはちょっとなかなか、今、財政再建推進プランの中で検討しておりますけれども、今年の状況で話しますと、先ほど言いました中央保育所の民間譲渡、4月1日からなっている部分がございます。それと、今回第3回定例会に銭函デイスサービスと新光デイスサービスの譲渡の関係の議案が出されていると思います。それが、具体的に今動いている部分でございまして、そのほかにつきましては特定会社と絡みますけれども、公の施設なんかの数が190余りございますので、そのほかに公の施設以外にも施設を持ってございます。その辺の部分についてかなり老朽化が激しい部分もございまして、市民ニーズもどうなっているかという部分も今検討を進めておりまして、財政再建推進プランにのせられるものについては、そのように位置づけていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

はい、わかりました。そういうつながりがあるということでございます。

◎検討中の「人材育成、学校給食の見直し、第三セクター等」について

それから、毎回、私も気になる場所があって、質問させてもらっているのですが、いわゆる米印ではないのですが、検討中というふうになっているものが、项目的に見ますと人材育成の関係、その前に学校給食見直しの関係、第三セクター等いろいろありますけれども、項目別にくくっていいですから、今後の進め方というか、進ちょく状況ですね、その辺を。

○（総務）中田主幹

今日配りました資料に、検討中のものということで、九つのものに整理させていただいております。検討中の

ものにつきましては、いずれも課題を整理して、財政再建推進プランに引き続き実施に向けての項目としてつくり上げていきたいと思っています。

内容的には、ナンバー15の学校給食調理業務の見直しが一つ挙がっています。この辺は、17年に病院の調理業務の調理員を学校給食で受け入れておりますので、その辺を踏まえて実施計画にございます現行運営方法の見直しが引き続き検討していく部分だと思います。

それと、ナンバー16の第三セクターの経営改善策の検討についてということも検討になってございますけれども、特に赤字の三セクが一つございますので、その辺が中心となって検討を進めていかなければならない課題というふうに考えてございます。

それと、ちょっと飛びますけれども、ナンバー27から28、29、事務事業評価システムの推進なり個人情報なり、要綱・要領の条例化・規則化でございますけれども、これについては、公正の確保、透明性の向上ということで、今まさに行政の透明性が求められておりますし、それから、説明責任の観点から非常に今後重要な部分というふうに認識しておりますので、これについても今後具体的に進めていきたい、計画に引き続きのせていきたいと考えてございます。

○（総務）職員課長

人材の育成の関係ですけれども、これまで人材育成というと、どちらかというと職員研修という形で行われていたのですけれども、実際には採用から異動、それから退職までですけれども、その間に研修を挟んでと。そういった意味で、人事評価と一体のものという考え方をしています。

それともう一点、国の方で能力等級制度を導入するという形でこれまで検討していたのですけれども、今年度、18年度以降の人事院勧告が出たのですけれども、基本的には一定程度、例えば基本給とか業績給とかという形がなくなりまして、給料表自体は新しく変わるのですけれども。それともう一点、国の方では、評価システムとその評価の反映の仕方については一定程度先送りしている状態です。したがって、この部分を、今回の集中改革プランの中で国の推移を見ながらまとめて、職員の提案制度、それから専門職の中途採用、その部分も含めて整備してまいりたいと考えております。

○佐々木（勝）委員

その折には、職能団体、職員団体とも詰めていくことになりますね。

○（総務）職員課長

当然、評価システムの関係というのは、例えば勤勉手当ですとか、給料そのものの昇給にかかわる部分でございまして、職員団体の方と協議してからという形になります。

○佐々木（勝）委員

◎「その他」の大きなくくりについて

その次は、財政効果達成率のところで質問が先にありましたから、収納率向上の対策、それから、その他のところでの質問がありましたから、私の方は、まず、その他のところで大きくくくって、こういうふうに中身を聞くといろいろと細かいところがあったのですけれども、特に5億円に及ぶ数字ですから、その他とくくった、特に理由づけはないのかもしれないのだけれども、主立ったものというような表記はできなかったのかどうか、その辺どうなのでしょうか。

○（総務）中田主幹

今回の実施計画につきましては、3次計画になります。それで、このくくりについては、1次、2次でもこのくくりでさせていただいておりますので、今回こういう形にさせていただきました。ちょっと内訳の金額が多くて、内訳も示した方がよかったのかなというふうに、私、今反省もしていますけれども、その辺は次回のときに検討させていただきたいと思います。

○佐々木（勝）委員

◎税の収納率について

それから、今度は関連してということで聞きたいのですけれども、収納率向上対策と、こう言いますと、先ほど言いましたように、範ちゅうから、もう一回、市民税含めて対象になるのか。

○（総務）中田主幹

市税等の収納率向上ということで、大きく見ているのが市税、それから国保料、それと保育所費負担金を見ています。そのほか、等ということですので、計画で見たのは市税だけなのですけれども、そういう意味では介護保険とかでもそういうのもこの中に入ってくるのかというふうには思っております。

○佐々木（勝）委員

それで、達成率が83.9パーセントという、この評価ですけれども、どういうふうに押さえているか。

○（総務）中田主幹

市税等につきましては、今、景気動向が非常に厳しい中でございます。そして、15年度と比較して現年度については、徴収の、特に財政サイドで一生懸命頑張って上げていただいたのかなというふうに思っていますし、それから、国保料についてもかなりの改善が見られているというふうには思っております。

○佐々木（勝）委員

それで、きちんと整理しておく必要が、私も収納率向上といえば今言ったような内容を大きく含んでいるのかと思います。毎回、市長提案の中でも市税の収納の部分が問題になってきているわけですが、ごく最近で、いわゆる小樽の市税収納率が非常に悪いという話が流れてきて、ここで言うと、収納率達成率が83.9パーセント、これ決算委員会になるのだというふうに思いますので、その中身のことについてちょっと掘り下げるわけではないのですけれども、今の状況の市税収納率は前年度でいうと何パーセントになっているのですか。

そこでよく問題になるのは、市税の収納率が全道的に比べても非常に悪いと、下位の方を走っていると、こういうことなのです。私の知り得ている範囲では、多いところでは90パーセントいくのでしょうね、恐らくそういうとらえ。決算特別委員会になると思うのですけれども、80パーセント台のちょいといっているところが現状かと思えますけれども、収納率のポイントが非常に大きな金額にはね返ってくると、こういうふうに思いますので、今、小樽の段階で、その収納率が1ポイント、どのぐらいのいわゆる金額になるのでしょうか、財政の方にぐっと行くので、決算特別委員会の中身になってしまいますけれども、一応その押さえ方というか、その辺がわかれば。

○（財政）納税課長

市税の中身ということで委員の御指摘があったと思うのですが、私どもでもこの間、管理職の電話催告や賦課職員による電話催告、その他、課においては滞納整理業務の効率化・簡素化ということで、前年度の一斉催告とか、それから分納催促の実施、毎月の入金調査の実施など、収納率向上に向けてのいろいろな対策を実施しております。しかし、現実的には、委員御指摘のとおり十分な成果を得ることができなかったのは事実であります。それで、結果的には、平成15年度が85.2パーセントの収納率、平成16年度が82.6パーセントということで、約2.6パーセントの減少にはなっております。それで、全道各地の状況に比べれば、高いところでは95パーセントぐらいになります。小樽市は人口減でほとんど下位に近いような状態というのが事実であります。それでも1ポイント上げるということになりますと、市税の調定が現年度の滞納繰越しも含めまして約170億円ぐらいありますので、1ポイントとなりますと約1.7億円、それらの増収を図らなければ上がらないと、こういう実態であります。

○佐々木（勝）委員

そうすると、85ポイントまで上げるとすれば、2ないし3ポイント上がるには約4億円の収入を、こういう増加を図れるということになるのかな、その辺は、そういう実態だと。本当に0.1ポイントぐらいたとどのぐらいになるのかというふうに計算すると、1億7,000万円。だから、結果的にはそういう数字になる。そうしたら、上げるため

の努力というのは、どういう策を考えていますか。

○（財政）納税課長

先ほども言いましたけれども、管理職の電話催告とかいろいろな取組を実施してまいりました。それで、特効薬というか、もう即数字につながるものというのは、現実的にはなかなか難しいものがあります。

それで、視点を変えてといいますか、今までもやっていたんですけど、先日の予算特別委員会で井川委員からも御質問があって答弁したのですけれども、今年度は、やはり滞納というか、納税義務者と顔を合わせて、本人なりと交渉すると。臨戸の強化期間といいますか、そういうのを設けて、集中的に平日、それから夜間、休日に納税課の職員が直接出向いて交渉しようと、そういうことで、今、準備を進めているところでございます。それで、実際は、今、具体的には10月16日から10月31日の期間において取組を行うと。そのほか、これも新たな取組になりますけれども、口座振替の普及ということで、ある一定程度の職員数を有する法人・企業などに税の管理職なりが訪問しまして、口座振替の普及を図ると、このようなことも啓発していきたいと。これは10月末から11月にかけて実施しようかと思っています。

効果については、なかなかこうせいというものがなかなかないものですから、それは日夜苦勞しているわけなのですけれども、できることから手をかけていって、何とか収納率向上のために頑張っていきたいと、このように考えております。

○財政部長

ちょっと補足させていただきますけれども、今、納税課長が申し上げましたのは現年度滞納を含めて全部のトータルの中から言っているわけです。15年度が85.2パーセントで、16年度は82.6パーセントなのです。今、これも行革の中の収納率向上の中で、市税の部分についても、実際はこれ4,500万円ぐらいの寄与度があるのです、この中の額で。現年度だけ見ますと、実はこの93.6パーセントの15年度の方が、そこが93.9パーセント、わずか0.3ポイントなのですけれども、その分で4,500万円ぐらいは、15年度から比べると16年度は頑張ったのです。それは、本当に厳しい状況で小樽の景気よくないのだけれども、何とか粘り強く交渉して、そしてきちんと法的に手続のできるものについてはぱっぱとやっていくというような格好とあわせて、相手と接触する回数を多くするとか、そういうことをやって、何とか現年分についても頑張って額で4,500万円上げています。

ただ、問題はやはり滞納の分ということで、これがかなり負荷がかかってきているという状況です。いずれにしても、その現年分を何とか食いとめていかないと、これがいわゆる5月31日までしか取れないのです。5月31日をくぐってしまうと、この現年分が次の年度の滞納繰越分にまた増えていくわけです。そういう格好ですから、何とかこの現年分は、16年度も頑張ったけれども、今年度も、今、納税課長が言ったように、16日からもう職員本当に一丸となって、言葉は適切ではないかもしれませんが、じゅうたん攻撃のように昼となく夜となく休みとなく2週間びっしり管理職も頑張りますから、そういうことで何とか本当にこの基幹収入の大宗を占めるものですから、頑張りたいと思っています。

○佐々木（勝）委員

数値目標は出せないよね。ポイント上げるのに、そのところはわかりました。頑張ってください。

◎指定管理者制度について

それで、この関連する部分でもう一つだけ伺います。

ここに、いわゆる指定管理者制度の関係で、9項目、三つあった、公共施設の関連で指定管理者制度導入推進ということで、16年度は鯉御殿、さくら学園導入と、まずこのことを確認します。これだけですよね。

○（総務）中田主幹

16年度の実績としては、今、そこに記述のと通りの鯉御殿と、それとさくら学園の2施設でございます。

○佐々木（勝）委員

関連して、17年度の部分は、残った7施設というか、体育館も入れて全体で7施設が指定管理者制度導入に向けて公募を取り組んできた、ということが報告されていますけれども、この公募状況と今後の展開の部分について、わかれば教えていただきたいと思います。

○（総務）中田主幹

今、公の施設につきましては、委員がおっしゃった公募の7件、それとあと任意による選考で20件ございます。それが18年4月1日からの制度導入ということで、今、手続を進めているところでございます。

そして、公募につきましては、9月16日までに申請の締切りをしたところでございまして、それぞれ出ている申請書を今後選考委員会で吟味いたしまして、議論いただきまして、選考に当たって小樽市としてどうするかというのを決めて、第4回定例会に指定議案として、議会の方に提出させていただきたいと考えております。

○佐々木（勝）委員

見通しはいいのですか。

○（総務）中田主幹

それぞれ7施設ですけれども、駐車場につきましては、駅前、駅広、稲穂、三つの駐車場を一つとして公募してございますので、公募の件数としては5件になります。ちょっと少ないですけれども、それぞれ申請いただいておりますので、その内容を審査していくことにしております。

○佐々木（勝）委員

そのところは、また別の機会にお聞きいたします。

◎堺小学校の廃止について

議案との関係で今回出ています堺小学校の廃止にかかわって、確認という意味でやらせてください。

廃止に至った経過と、それから今後ということでスケジュールを含めて知らせてくれればと思います。

○（教育）山村主幹

今回の「学校設置条例の一部改正」にかかわる御質問でございます。

堺小学校につきましては、御案内のとおり適正配置計画の中の対象校の一つでございました。それが、9月8日、教育委員会決定で適正配置計画（案）については取下げをすると、そしてその適正配置計画（案）に基づく適正配置計画については、見送るという決定をしたところでございます。

しかしながら、説明会などを通して、保護者と私ども教育委員会がいろいろな話し合いをしていく中で、あるいは今後の堺小学校の児童数の推移、そういったものを話し合いをさせていただく中で、こちら堺小学校については、小規模校の統廃合という形でやはり考えていくのが望ましいのではないかと、そういうことで説明会自体は、昨年の11月から適正配置の説明会を7回行いました。それから、あと8月、9月にPTA独自で臨時総会に準ずる全委員会というPTAの会議がございまして、それを8月、9月に3回開催して、PTAの皆さん、その辺で意見をまとめていただきました。そういう中で、今回、堺小学校については18年3月末をもって廃校、閉校として隣接する学校に統合するというので、PTA総意あるいはその会合には地域の方も出席をいただきまして、学校関係者全体で合意を得たということで、今回の改正について提案をさせていただいているところでございます。

それで、今後につきましてはですけれども、今、議決をいただいたその後、関連する受入校を、その通学区域の規則変更については、今月末の教育委員会で区域の規則改正を行う予定ではございますけれども、今のところ、花園小学校と、それから稲穂小学校というのが受入校ということで一定想定をされますので、そちらの受入校の方と協議をして、子供がスムーズに来年の4月を迎えられるように、そういう準備に入っていきたいというふうを考えております。ただ、この準備の前提として、適正配置実施計画（案）の段階でございまして、今年の2月から関係校長で協議あるいはその課題の整理というのを行ってございまして、それが議決を終えてすぐ関連校の教員方

を含めて、そういう打合せに入れるような準備はもう既に行っておりますので、議決をいただいた後、間髪入れず正式に動いていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

そういうことで、適正配置実施計画の延長線上にあるようにも受け取れるし、そういうことで、受入校ということになれば、その言葉を使って適正配置計画の中でもやりとりしてきたと。その区別と関連というのかな、このところがきちんと理解されていないでいるとちょっと混乱するかなということがあったので、改めて確認させていただきました。そういうことで、今回は条例改正ですから、この後、第4回定例会に向けて予算づけがきつとあるのだろうと思いますので、その時点でまたやりとりさせてもらいたいと思います。条例改正の関係はこれで終わります。

◎アスベスト問題について

それで、今日の主な大きな部分でアスベスト問題、これをやりとりさせていただきたいということで、質問項目等も担当の方にも話をしておいて、その声にどう答えていくかというあたりもちょっと用意しておりましたので、若干時間が必要かと思えます。

それで、大事なことは、本当にアスベスト問題で全国に発信して、いろいろなことで小樽が注目的になっている。ただ、これは、よって来る原因は降ってわいたような話になってきているような、財政力のない中でこれをするということ、その穴埋めはどうするのだということで、大変な思いをしているわけですけども。

私も現場にいました。そういう面で言えば、政府が行ってきたことの規制の遅れ、いろいろなさまざまな取組の遅れが今こうやってツケに回ってきているのだろうと思います。それをやはり行政がしっかりと、国がしっかりと対策を講じていくというその部分があるのだろうと思います。ただ、そういう中で、小樽がいち早く手がけたということは評価できるわけですけども、この問題はいろいろな面で総合的な問題があるので、いち早く手をつけた部分では、これは評価されるのだけれども、やはり子供の安全というか、子供にツケを回してはいけないというか、そういうことをしっかりとらえた対策が必要であるのだろうと思います。

そういう面で、何点か基本的なことを伺いながらしたいと思いますけれども、基本的にはこの説明会が、市の体育館が大きな問題になったところあたりから学校関係に波及して調べてみるうんぬん、作業に入る、工事をやる、こういうことだと思いますけれども、それに当たっては、関心を持っていたのは恐らくどの場面でもそういうことがあると思いますけれども、とり得るきちんとした対策をしてほしいというのが保護者の声であったと思います。そういう面では、子供の健康を第一に考えて、きちんと安全が保たれる対策にしてほしいと、それから、アスベストが飛散しないような工事をして、子供たちの健康への影響などを保護者にきちんと説明してほしいと、こういう観点で説明会も開かれたと私も記憶しております。そういう観点に立って、教育委員会も含めて建設部一体となって、その対応にケース・バイ・ケースで当たっていて現在に至っているところについては大きく評価したいと思えます。

そういう面で考えて言えば、まず大きな観点で、この1次調査、2次調査というふうにありますけれども、2次調査のことについては後で聞きます。それで、1次調査というのはどういう内容で、それに向けて具体的な対策、そして現状がどうなっているのかと、こういう大きな構えで聞きたいと思えます。だから、1次調査というふうに言われているその内容ですけども。

○（教育）総務管理課長

1次調査の観点ですけども、これは御承知のとおり昭和30年から55年までに建築された学校施設において、この設計図書において吹きつけ材が使用されているものを対象としまして調査をし、その中で吹きつけ材の中にアスベストが含有されているかどうかという定性分析を行った結果、小学校で6校、中学校で6校の計12校で確認されました。

また引き続き、その確認された学校につきましては、空気中濃度測定、それと中に入っている含有率をはかる定量分析の調査を行ったというところであります。それは御存じのとおり、その後、その結果、空気中濃度測定あるいは定量分析の結果を待たずして、含有されていた学校につきまして 1 期工事、2 期工事に分けて対策工事、囲い込み工法の手法で行ったところであります。これが、現状であります。

○佐々木（勝）委員

現場段階で言うと、今言った空中濃度というか、これを結果を待たずしてぱっとその手を打ったと、これがいいとか悪いとかという、そこところが疑問に思ったり、そういうような不安を持ったり、いろいろなことをしているというような気持ちを持ちますよね。だから、今いみじくも空中濃度検査を待たずしてすかさず手を打ったと。その結果、方法の一つに、何通りかありますよね、そのうちの囲い込み工事、ボイラー関係は除去工事という、こういうふうになっているわけだ。まず、とり得る方法、対策の方法を教えてください。

○（教育）総務管理課長

国のこういうアスベスト対策の、飛散するおそれのある場合としてのその防止策としましては、囲い込み工法、それと封じ込めの工法、もう一つは委員のおっしゃいました除去の工法というこの三つの方法がありまして、今回につきましては、緊急を要するということと夏休み期間を利用して短期間の間ででき得る方法を採用して、このような囲い込み工法で行ったという状況にあります。

○佐々木（勝）委員

その囲い込み工事の、いわゆる課題や問題点とかというのはまずこっちに置いておいて、とり得る範囲の中で囲い込み工事をしたということ。先ほど言いましたように、だから、この 1 次調査というのは、吹きつけ材調査と、こういうふうに言うことにするのが呼び名としてはいいのでしょうか。アスベスト調査と、こう言うだけでは大きくなるから、今回の調査というか、その結果について聞きたいのですけれども、表現上はどういうふうに言えばいいか。

○（教育）総務管理課長

私の答弁の仕方がちょっと悪かったのですが、昭和30年度から55年度までの建物を対象ということなのですが、まずそれ以前に、昭和62年度の段階で吹きつけアスベストを使用している学校につきましては調査があり、その時点では、手宮小学校、堺小学校、旧稲穂小学校で吹きつけアスベストが使われていたということで、その当時、除去工事をしております。その段階で、今回調査をしました吹きつけロックウールというもののなのですが、この吹きつけロックウールにつきましては、当時調査対象外であったということで今日まで至っているのですが、その吹きつけロックウールの中にも、昭和55年度以前に使用されていたものの中にアスベストが含まれている可能性があるということがわかりましたので、今回、このような調査を実施し、その吹きつけ材につきましてはアスベストの含有を確認させていただいたというところではございます。

○佐々木（勝）委員

時期的に 8 月の末までで工事を行いながらしたわけですがけれども、いろいろなやりとりが説明会の中でもありましたけれども、今回、吹きつけ材にかかわる調査で、小学校 6 校、中学校 6 校、これにかかった内容と結果について、くくった形でもいいですから。

○（教育）総務管理課長

空気中濃度測定の定量分析の結果のことだと思いますけれども、まず空気中濃度測定につきましては、要するに工事前といいますか、これまでの現状を、どのような状況にあったかということを確認するための濃度測定でございまして、その濃度測定の方法としましては、対象とする部屋が多かったということがありまして、各学校施設、各階の平準化した中で、一応、廊下の中央あたりの中で測定を実施し、工事前におきましては、アスベスト濃度が空気 1 リットル中 0.05 未満から 0.73 本の数値が測定されました。また、工事後におきましては、ほぼ同ような測

定箇所の中で測定を実施しまして、0.05未満から0.9本の数値が測定されたところでございます。また、定量分析につきましては、アスベストの含有率でありますけれども、建築年度ごとに各施設、各部屋のサンプリングを実施いたしまして、その結果、アスベストの含有率としましては、2パーセントから39パーセントの間での数値が確認されたところあります。

○佐々木（勝）委員

その数値を、現場段階にいと、空気中濃度検査、工事前と工事後のこれは、数値がまだ公表されていない部分もあるということから、工事前の濃度と、それから工事後の濃度で、逆に、上がった下がったという、そういう結果を聞かされてくるのだけれども、現実そういう状態の学校がまだあったのか。

○（教育）総務管理課長

確かに、工事前と工事後では若干数値が変化しているというところはございました。その要因といたしましては、測定当時の環境がございまして。温度とか湿度、風速などの数値の変化によるということと、また、測定前、工事前につきましては1社で行いましたけれども、工事後につきましては、工事の進ちょく状況もありまして、対相手業者のこともありまして、業者がちょっと異なっておりまして、その業者が持っている測定機器などの種類によって検査方法が若干違いますので、その中での数値が変化してくるというのも一つの要因であります。

○佐々木（勝）委員

そういう現状の中で、全体として、結果についてはお知らせするというような説明会での部分があたりして、説明会の中で話されたことを、私が何というか、概念で押さえたものとか、それから言っていることと聞き取りの違いがあたりして、そのとおりになっていないのではないかと、こういうようなことなんかも上がってきているやに聞くのだけれども、これから先の部分については、ちょっと具体的な現場からの声ということで、その辺をお答え願いたいと思います。

具体的にはこういうことなのですが、工事後の検査については7日から10日かかるのでまとめているというのかな、工事後の検査は時間がかかると、こういうことだったのに、わずか1日で検査が終わったように見受けられると、これはどうなのか、こういうことなのだと思います。

○（教育）総務管理課長

そのことにつきましては、まず空気中濃度測定をした後につきましては、分析につきましては数値がすぐ出るようになくみになっております。ただ、私どもとしましては、その数値、分析結果というものは正式に報告書として提出しなければなりません。その中で私どもが求めておったのは、考察、要するに空気中濃度測定がどのような状況になっているのか、安心するような状況になっているのかというような考察を出していただくことになっておりまして、それらを空気中濃度測定をやった箇所箇所を出していただくことになりますので、その部分では、報告書をまとめるのに数週間かかるということを聞いておりました。その中では、工事前に行ったものが8月末まで出していただけるということで、業者とやりとりをしておりましたけれども、その中で、ちょうどその当初やっている工事前で行っていたものの報告と工事後の部分というのは大体リンクする部分がありまして、その工事前の報告書が出されたといいますか、その分は速報の段階でしたけれども、その中で考察が示されましたので、工事後におきましては、その考察と、それからかい離することがございませぬので、そういう段階ではその数値の中で判断して、このように学校を再開するというにさせていただいたところでございます。

○佐々木（勝）委員

説明会の折りにもそうですけれども、対象校全体の検査結果をまとめて一つにして期間内に届けるというのか、お示しするというのか、この聞き取りの違いでそうになっているのか、届けていないということで、一覧の形というのか、さっき報告のまとめができたということなのだと思いますけれども、それについてはどうですか。

○（教育）総務管理課長

そのことにつきましては、保護者説明会の中でも、保護者説明会の内容自体も何らかの形で欠席者の方にもお知らせしてくださいということで、その部分につきましては、健康相談の関係とパンフを配布してございます。

そして、工事にかかわる各種調査のことにつきましても報告してくださいということでありました。そのことにつきましては、私どもが教育委員会として行いました工事前の空気中濃度測定、それと定量分析につきましては、教育委員会の方で報告は受けております。ただ、工事後の空気中濃度測定の結果につきましては、これは工事を発注する中で空気中濃度測定を実施することとしておりまして、その工事を完了したのが9月22日ということで、その後約1週間ほど審査室で審査を受けて、その結果が9月末にうちの方に来ておりますので、ただいま私どもとしてはそれらをまとめて、近いうちに保護者の方へその報告をさせていただくとともに広報なり、あるいはアスベストにかかわるホームページ等をつくっておりますので、その中で公表していきたいということを考えております。

○佐々木（勝）委員

それから、いわゆる囲い込み工事というのは、そういう状態で残っているわけですから、残っているというのはその陰に、天井に上がっていくことであれば、現場段階でいくと、これからも定期的なそのいわゆる検査というか、調べる予定があるかないかと、こういうような声が聞こえるのだけれども。

○（教育）総務管理課長

前回の中にもございましたけれども、囲い込み工法が本当に安全かどうかということも言われていましたけれども、国が認める工法の一つでありまして、私どもとしては安全だという判断をしております。

それで、見た目ですき間があるのではないかと、そういうようなことも言われていますし、そういう部分では、定期的にやるということは今のところ考えていませんけれども、実情は、そういう何か異変が起きた場合には学校の方から報告をいただいて、適宜対応していきたいという考えを持っております。

○佐々木（勝）委員

説明会で、こういうやりとりの中で参加者から安全性が問われている部分があって、検査後に安全宣言が出されると、こういうふうに受け止めている部分もあるのですけれども、この安全宣言という言葉、この部分が妥当かどうかは別にしても、こういう受止め方をされて、安全宣言が出ないうちに学校が授業再開と、こういうような受止めをしているところもあるのだけれども、これについてはどうでしょうか。

○（教育）総務管理課長

安全宣言というものはなかなか難しい面がございますけれども、私どもは学校を再開することに当たりましては、やはり国が大気汚染防止法の中で安全だと、健康被害に極めてリスクが低いという数値として空気中濃度の中で1リットル中10本以下というのがありますので、それを基にさせていただきまして、それ以下であるということがわかりましたので、学校を再開することに踏み切らせていただいたというところであります。

○佐々木（勝）委員

受止めの中で4点ほどあるのですけれども、まとめて答えていただきたいと思います。

市教委は、市内の学校でアスベスト、いわゆる吹きつけ材が使用されているのに、今まで何ら対策がとられていなかったと。それから、現場に何の連絡も相談もなしに突然対策を緊急にして、しかも工事が1期と2期に分かれてくると、こういうような状況があるけれども、もっともっと現場と詰めながら計画的にやれなかったのかと、こういう点。それから、アスベストを含む吹きつけ材が使用されている校舎で学習活動をしていた生徒、仕事をしてきた教職員に対する現在、将来的な安全・健康対策がとられていない状況にあるが、これについての見解。それから、アスベストの空中濃度を測定、囲い込み工事という対応に安全性が保証されているのかどうか。先ほどと重複する部分もありますが、この点と、それから最後になりますけれども、一番困っているところは長橋中学校は2次調査というか、冬期間の工事です。学校現場でいうと、夏休み期間中、生徒を動かして、そして他

の学校を借りて、そしてやったということの部分があるのですけれども、ここの部分については同じような方法になってしまうのか。それとも、できれば、この後、中体連等もありますから、冬休み申しっぱいにかけてやるというのではなくて、できるだけ短期間で工事を上げてほしいという要望が上がってくると思います。それに対し、教育委員会並びに対策の方で一定の見解をいただきたい。

○（教育）総務管理課長

今、いろいろと５点ほどだったと思います。

まず初めに、市教委の対応です。吹きつけ材、今までどのようになっていたかということ。先ほどちょっと紹介した、昭和62年度の段階で吹きつけロックウールにつきましては、当時は対象外であったということで今日に至っているわけですが。また、今日に至って、今年の７月１日に石綿障害予防規則というのが施行されまして、その中で、建物の中で吹きつけ材が使用されている場合とそれが飛散するおそれがある場合、また、解体・改修等で飛散させる場合においては何らかの対策を講じなさいと、それぞれの対策を講じなさいということが規定されました。小樽市の学校施設につきましては、老朽化が進んでいるということで、いつ何時、雨漏りとかはく離とかいような状況が想定されましたので、そういう段階では、そのアスベストの有無がその対策を講ずるときに必要となってきますので、そのために一応いろいろと調査をしていたというところでございます。

次に、２期工事に分けて学校と詰めなかったのかということですが、工事が急に行われたということもありまして、その中で、この短期間でどれだけできるかということにつきましては、市教委と建設部の中で協議をさせていただきました。その協議を終えた中で実際に工事に入るわけですが、その前に各学校長、対象校の校長先生と話をさせていただき、このように行いたいということで協議を終えて、保護者説明会などで説明をしたところでもありますけれども、長橋中学校、緑小学校につきましては余裕教室もないということで、工事中の中でも、工事の進ちょく状況に合わせて２期工事を前倒しするような方法もとってくださいということで、この学校につきましては行った部分もございます。そういうような状況で工事をさせていただいたということです。

また、学習活動とか将来的な健康不安とかなのですけれども、この部分につきましては保護者説明会の中でもいろいろと質問がありましたけれども、私どもとしましては、空気中濃度測定の結果もこのように出てきておりますし、また、国の方でもいろいろな調査をしまして、いろいろな対策を今考えているという状況もありますので、国の動向を見守っていきたいと考えております。

それと、空気中濃度測定位置ということですが、先ほども答えましたが、測定するには吹きつけ材が使われている場所で行うのも一つの方法ということ聞いていますけれども、こういう建物、学校施設とか事務所とか、こういう部分につきましては、この空気中濃度を測定するというものは、大気汚染防止法の中では基準はありません。それで、空気中濃度測定をする業者と相談したところ、対象となる教室と部屋も多いことから、すべて全部行うわけにも、時間的な問題もありましてできないということもあって、各階で外の窓を閉め、中の廊下、欄間あるいはドアを開けた中で、その各階の平準化した中で測定するのも一つの方法であるということ聞きまして、それを採用させていただいて、このように測定をしたということでございます。

また、長橋中学校の２期工事、生徒移動しないのかということですが、２期工事につきましては、生徒の移動は考えておりませんし、また、学校の方からもスキーの中体連の関係でいろいろ教員方が出入りするということがありますので、工事を行っている中でも職員室などに入れるような状況にしてくださいという要望が来ますので、建設部の方と協議をしていきたいと思っております。

○教育長

教育委員会の主な取組を申し上げたいと思うのですが、実は夏休み中であったことを、市長部局と綿密な連携の下に、まず授業時数を確保するとか、健康安全第一とか、もろもろの条件がありまして、それが12校ですので、1校1校の意向を聞いていますとばらばらになって、ケース・バイ・ケースですと小樽全体が一つの方向に動けない

ものですので、それで教員方の意見うんぬんというよりも、まず校長方にその状況を説明し、そして私どもの工法 20 数通りいろいろあります。今まだやっている学校では体育館を間仕切りするとか、でも、残念ながら体育館も緑小学校のように該当するところがありますので、また、中学校では、3 年生は進学のためのいろいろな取組が今からありますので、もろもろのことを教員方というよりも校長と考えて、このような形になったところでございます。なにぶん迅速にやらないとだめだということが第一でございますので、そういうのも含めて検討したものですので、ですから、教員方の意見等とか親の意見というのは事後的に説明させていただいて、とりあえず急いで何とかという考え方で進めたものでありますので、そこのところ御理解いただければと思います。

○佐々木（勝）委員

そういう面で、2 期工事は本当に数が少ないですから、短期間の中でできるだけ迅速にやってもらうように要望して終わりたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 05 分

再開 午後 5 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 28 号、議案第 36 号は否決、議案第 45 号は可決、陳情第 69 号及び第 70 号は採択、継続審査中の案件は採択の討論をします。

議案第 28 号は、小樽市税条例の一部を改正するものです。市税条例の改正は地方税法の改正を受けたものですが、地方税法の改正の実態は、国から地方への財政支出を大幅に削減し、地方自治体と住民の負担で穴埋めをしようとしていることが重大です。景気回復の兆しが見えない本市においては、市民の暮らしをさらに追い詰めるものであることを指摘し、否決とします。

議案第 36 号学校設置条例の一部を改正し、堺小学校を平成 18 年 3 月でもって廃校にするというものです。堺小学校の P T A としても、独自に会議を開き、対応を決めたということですが、小樽市小学校適正配置実施計画案、そのことは全く別のサイドでの今度の廃校ということで説明されていますが、そもそもこの小樽市小学校適正配置実施計画案が、時代の大きな流れになっている 30 人学級の実現などによる少人数のよさを十分に生かした教育環境の整備についても検討されるべきでありましたし、通学路の安全を確保する観点からも、地域に学校を残し、校区の見直しで児童の人数を増やすなどの努力を教育委員会はしながら、父母の皆さんの選択肢を広げるべきだったと考えます。今回の堺小学校の廃校は、他校の父母の皆さんに新たな動揺を与えており、今後の小樽市の教育に与える影響を考えると必ずしも万全の策ではないとの立場から、賛成しかねるものです。

陳情第 69 号、第 70 号についてです。小学校適正配置実施計画案を取り下げた理由に、児童や保護者の不安をこれ以上大きくしたくない、そのことを懸念されたと教育長は述べています。それならば実施計画案の取り下げに当たって、北手宮小学校については別途検討していく、そのような態度に固執して、新たな動揺や不安を与えることは厳に慎むべきです。今度の陳情が提出された背景に、教育委員会のかたくなな態度があることを指摘して、提出者

の願意を酌み、採択を主張します。

詳しくは本会議で述べることにし、討論といたします。

○委員長

民主党・市民連合、佐々木勝利委員。

○佐々木（勝）委員

民主党・市民連合は、議案は第28号から第45号までいずれも可決に賛成、陳情はいずれも継続、そして所管事項の審議は継続と、こういう態度であります。

特に議案第45号について賛成の討論をいたします。簡潔にいきます。戦後60年節目の年、ますます国家情勢、国の情勢は戦争のできる国になっているというふうに思います。そういう面から考えて、小樽が先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言をやったこの問題を、そして状況的には平和行政を求める、推進する声は大きいと思います。それを確実なものにするために、今回は港湾条例については、確かなものにするために必要だと思います。戦後60年ですから、この後まだ12月までありますから、その節目のあたりのときに、全会派が一致できるようなものになればと思います。

○委員長

平成会、上野委員。

○上野委員

議案第45号小樽市非核港湾条例案につきまして、棄権とさせていただきます。

棄権の態度は自席にて行わせていただきます。

詳しくは本会議において申し述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第45号について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第28号及び第36号、陳情第41号、第62号、第69号及び第70号について、採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、議案はいずれも可決、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。